

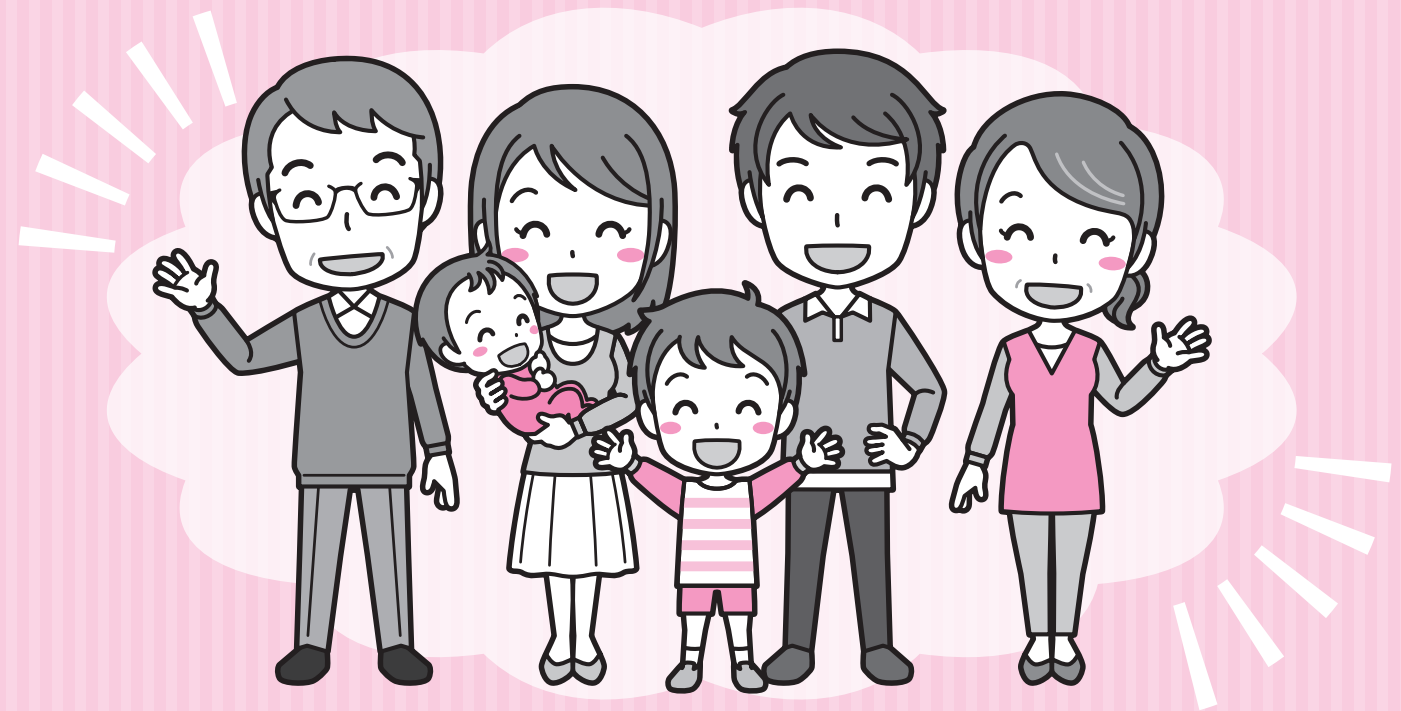
連絡先	愛知県職員生活協同組合 業務課保険担当 電話 052-954-6851 県庁内線 4833・4834
区 分	詳しいお問合せ先・引受会社
グループ生命保険	〔引受保険会社〕 第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社 当パンフレット「契約概要」「注意喚起情報」に関するお問合せ先 TEL:0120-005-328(第一生命 団体保険総合受付フリーダイヤル) 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
拠出型企業年金保険(Ⅱ)	〔引受保険会社〕 第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社 【年金受給者さま専用のお問合せ先】 第一生命 ドリーム年金室 電話0120-110-090 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
医療保険 〔終身保障型ベスト〕 〔5年更新型〕 〔終身保障型ワイド〕 〔終身保障型セルフガード〕 〔終身保障型〕 団体終身保険	〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社 【新規ご契約、ご契約内容の変更、保険金・給付金のご請求等各種お問合せ】 アクサ生命 お問合せダイヤル 03-6737-7450 (受付時間:平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)) 医療保険につきましては、お問合せの際に保険証券をご用意ください。 ※お申出がご契約者本人でない場合は、受付・ご案内できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
団体傷害保険 団体ゴルファー保険	〔事務幹事会社〕 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 引受割合85% 損害保険ジャパン株式会社 引受割合15% 【事故受付センター連絡先】 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 電話 0120-985-024 ※受付時間[24時間365日] IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。 【保険金のご請求・事故に関するお問合せ先】 取扱代理店:トモエ保険センター (法人名:巴産業株式会社) 電話 052-331-1596 担当者 新田 (事故が発生した場合30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。) 【保険の契約に関するお問合せ先】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 愛知支店・名古屋第一支社 電話 050-3461-8229
ホーム火災共済	〔引受団体〕 愛知県共済生活協同組合 【ご契約の各種手続き、共済金ご請求時の連絡先】 愛知県共済生活協同組合 ホーム火災共済課 ☎ 0120-08-5555 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝を除く)

各種制度内容に関するご照会についてはチャットボットでも受け付けております。



保険・共済 のぞあんない

令和7年度 1年間保管



今年度の主な変更点

団体傷害保険(団体総合生活補償保険)・団体ゴルファー保険(団体総合生活補償保険[個賠型])

- ◎団体傷害保険・団体ゴルファー保険:損害率による割引率が**25%⇒0%に変更となりました。**
- ◎両保険とも割引率の見直しに伴い、**保険金額(ご契約金額)が一部変更となりました。**
- ◎日常生活賠償の保険金額が**1億円⇒3億円へ増額となりました。**

●申込書提出先	●申込締切日	●効力発生日(加入日・契約日)
生協事務局	令和7年4月18日(金)	令和7年7月1日(火)

第一生命保険株式会社・アクサ生命保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・愛知県共済生活協同組合

職員生協の安心ラインアップ

■目的ごとに自由に各保険制度を組み合わせて、無理なく無駄なくお申込みいただけます。

	主な保障目的	保険制度等	掲載ページ
1	死亡保障 死亡・所定の高度障害状態等に備える 70歳	グループ生命保険 スケールメリットを生かした、お手頃な保険料が魅力です	P5～P12
2	医療保障 病気やケガによる入院・手術保障 終身	医療保険 終身保障型ベスト アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます!! (対象は「終身保障型ベスト」、および「終身保障型ワイド」のみとなります。詳しくは、P18をご覧ください)	P13～P20
3	積立 在職中から老後保障の準備 60歳(払込満了)	拠出型企業年金保険(Ⅱ) *自由選択(B)コース(積立終身保険)はお申込みいただけません。	P21～P29
4	傷害補償 傷害事故、賠償事故のさまざまなアクシデントを補償 ゴルフプレー中の賠償事故・用品損害・ホールインワン・アルバトロス費用を補償	団体傷害保険 「傷害補償(標準型)特約セット 団体総合生活補償保険」 団体ゴルフ保険 「ゴルフ保険賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険」	P30～P38
5	火災 火災による住宅、家財の損害を保障	ホーム火災共済	P39～P42
6	申込等手続き及び税法上のお取扱い		P43～P44
7 10	各保険制度の重要事項説明書等		P45～P59

制度の特長

グループ生命保険

- ・スケールメリットを生かしたお手頃な保険料で保障が準備できます。
- ・剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減されます。詳細はP11をご覧ください。なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。
- ・簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。(※1)
- ※1 健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。

医療保険 終身保障型ベスト

- ・病気・ケガによる入院、手術、先進医療を一生涯保障。
- ・「無事故」に該当すれば主契約の保険料が最大50%割引。
- ※「無事故」についてはP14をご覧ください。
- ・制度保険ならではの簡易な告知でお申込みが可能。

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

- ・老後生活資金を毎月計画的に準備。
- ・掛金の払込みは60歳で満了。
- ・掛金から制度運営費を控除した保険料は、税制適格(A)コース(年金保険)は個人年金保険料控除、自由選択(B)コース(積立終身保険)は一般生命保険料控除の対象。
- (注)詳しくはP44をご覧ください。

団体傷害保険 傷害補償(標準型) 特約セット 団体総合生活補償保険

- ・スケールメリットを活かした割引率を適用。
- ・さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガを補償。
- ・自転車等による高額賠償事故に備えられる日常生活賠償補償が全プランにセット。

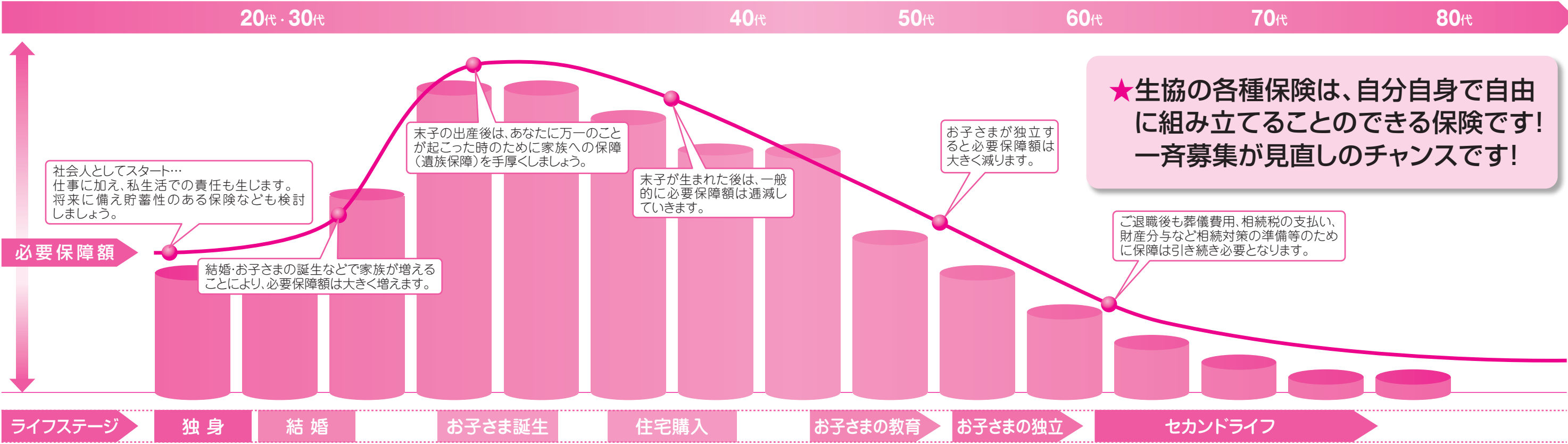
団体ゴルフ保険 ゴルフ保険賠償責任保険 特約セット 団体総合生活補償保険

- ・スケールメリットを活かした割引率を適用。
- ・ゴルフプレー中の賠償事故やゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損・曲損による損害も補償。
- ・全プランにホールインワン・アルバトロス費用もセット。

ホーム火災共済

- ・安心の「再取得価額」保障。
- ・共済金額を限度として、損害の全額を保障。
- ・「住宅のみ」、「家財のみ」の契約も可能。

必要な保障はライフステージによって変化して いきます!!



ライフスタイル別 加入例

採用後まもなく

組合員：男性・女性（23歳）の場合

保険の種類	保障額	月額保険料 月額掛金
グループ生命保険	500万円	1,710円
医療保険 (終身保障型ベスト)	入院給付金日額 5,000円	男性 1,970円
		女性 2,090円
抛句型企業 年金保険(Ⅱ)	—	3,000円
団体傷害保険	記名式個人プラン GA型	850円
男性 合計		7,530円
女性 合計		7,650円

結婚して

組合員：女性（32歳）
配偶者：男性（35歳）の場合

保険の種類	保障額	月額保険料 月額掛金
グループ生命保険	1,500万円	5,130円
医療保険 (終身保障型ベスト)	入院給付金日額 5,000円	2,380円
抛句型企業 年金保険(Ⅱ)	—	5,000円
団体傷害保険	ご夫婦プランE型	1,700円
組合員		
グループ生命保険	800万円	2,736円
医療保険 (終身保障型ベスト)	入院給付金日額 5,000円	2,580円
配偶者		
合計		19,526円

働き盛り

組合員：男性（40歳）
子ども：女性（10歳）

保険の種類	保障額	月額保険料 月額掛金
グループ生命保険	2,000万円	6,840円
医療保険 (終身保障型ベスト)*1	入院給付金日額 10,000円	7,700円
抛句型企業 年金保険(Ⅱ)	—	10,000円
ホーム火災共済	2,000万円	約1,333円
組合員・男性		
グループ生命保険	400万円	448円
医療保険 (終身保障型ベスト)	入院給付金日額 5,000円	1,635円
女性10歳子ども		
合計		約27,956円

組合員：女性（37歳）
子ども：男性（7歳）の場合

保険の種類	保障額	月額保険料 月額掛金
グループ生命保険	2,000万円	6,840円
医療保険 (終身保障型ベスト)*1	入院給付金日額 10,000円	6,380円
抛句型企業 年金保険(Ⅱ)	—	10,000円
団体傷害保険	ご家族プランB型	2,550円
組合員・女性		
グループ生命保険	400万円	448円
医療保険 (終身保障型ベスト)*1	入院給付金日額 5,000円	1,290円
男性7歳子ども		
合計		27,508円

退職後の生活

組合員：男性（60歳）
配偶者：女性（57歳）の場合

保険の種類	保障額	月額保険料 月額掛金
グループ生命保険	1,000万円	3,420円
医療保険 (終身保障型ベスト)*1	入院給付金日額 5,000円	7,900円
団体傷害保険	ご夫婦プランD型	2,550円
ホーム火災共済	2,000万円	約1,333円
組合員		
グループ生命保険	800万円	2,736円
医療保険 (終身保障型ベスト)*1	入院給付金日額 5,000円	5,970円
配偶者		
合計		約23,909円

●グループ生命保険の保険料は、概算保険料です。

※1 本人・配偶者の医療保険「終身保障型ベスト」には、生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉を付加しています。
※2 実際の掛金の払込みは、年払い16,000円(B構造の場合)です。

① グループ生命保険

② 医療保険

③ 抛句型企業年金保険(Ⅱ)

④ 団体傷害保険・団体ゴルフ保険

⑤ ホーム火災共済

⑥ 申込等手続き及び税法上のお取扱い

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

「当パンフレット」（重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報〉）に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である愛知県職員生活協同組合に配付されています。

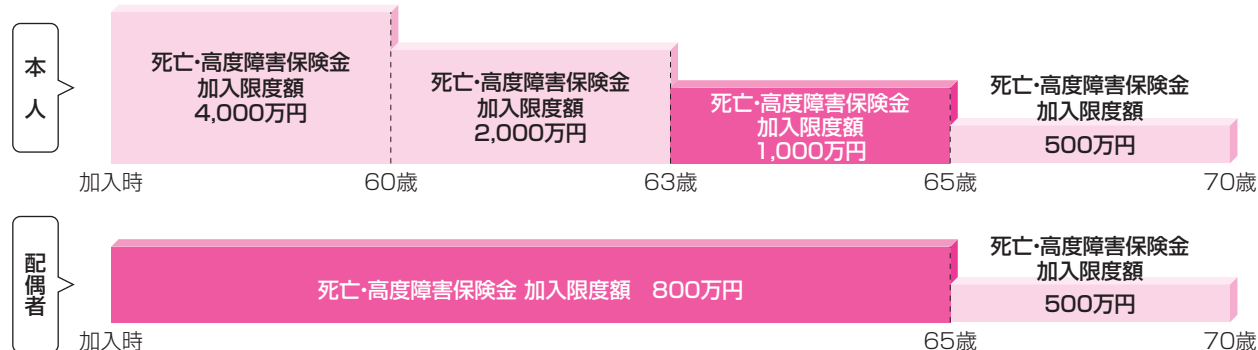
1 特色

- (1) スケールメリットを生かしたお手頃な保険料で、保障が準備できます。
- (2) ライフステージの変化に合わせて、毎年保障金額を見直す機会があります。^{（※1）}
- (3) 配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。^{（※1）（※2）}
- (4) 剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減されます。詳細はP11をご覧ください。
なお、将来お支払いする配当金は変動し、0＜ゼロ＞となる可能性もあります。
- (5) 簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。^{（※1）}

（※1）健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

（※2）本人の加入が必要等の条件があります。

グループ生命保険（イメージ図）

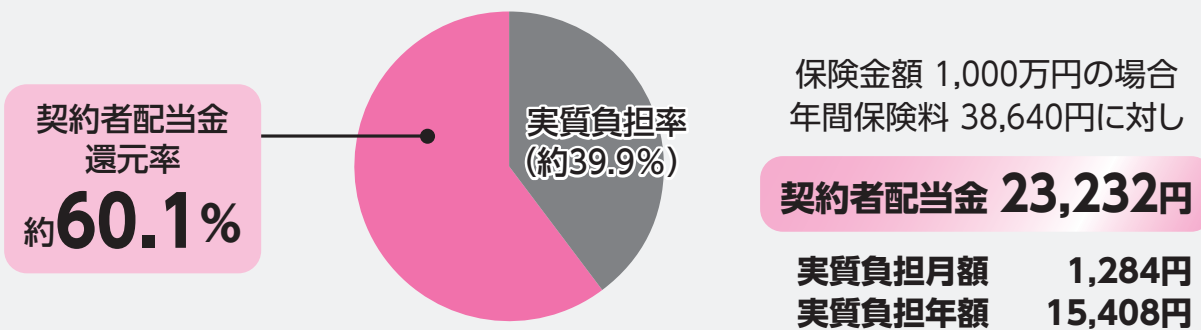


（注）死亡・高度障害保険金には更新時の保険年齢に応じた加入限度額が設定されています。更新前の死亡・高度障害保険金の額が更新時点の加入限度額を超える、かつ締切日までに申込書の提出がない場合は、その更新時に保険金額が自動的に加入限度額にまで減額されます。

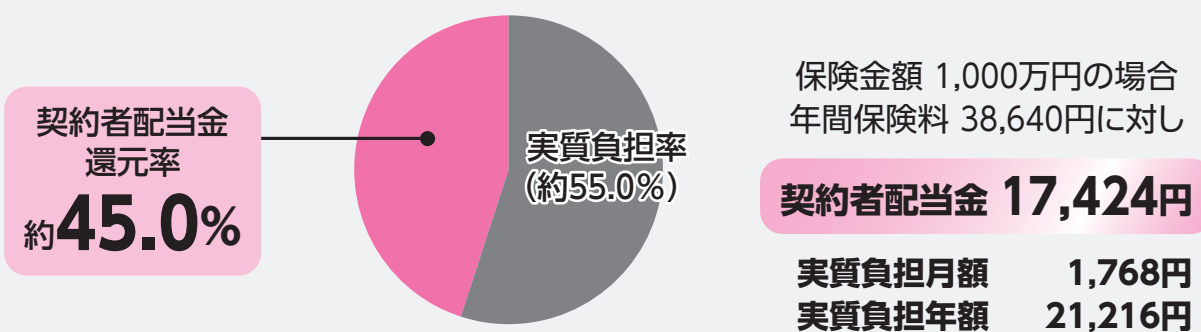
■70歳満了（P8の「継続可能限度」をご覧ください）により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます（脱退時の年齢によっては、加入できない場合があります）。ただし、加入できる保険は、第一生命所定の保険となります。

令和5年度 契約者配当金について（本人・配偶者）

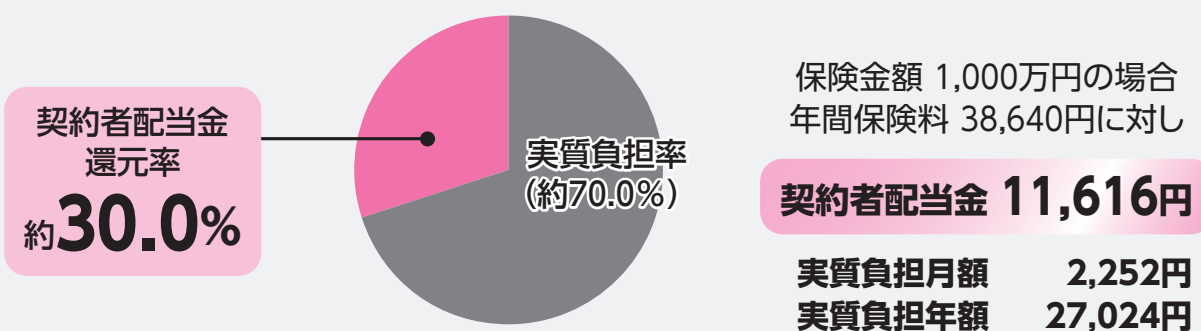
39歳以下の場合



40歳以上49歳以下の場合



50歳以上59歳以下の場合



※記載の年齢は令和5年7月1日時点の保険年齢です。

※契約者配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため記載の契約者配当金還元率（配当金額）は将来のお支払いをお約束するものではありません。

※39歳以下の契約者配当金還元率が一定割合を超えた場合には、配当割合が変更される場合があります。

※契約者配当金還元率は小数点第1位までを表示し、小数点第2位以下は切り捨てています。

2 保障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料です。

	保障金額					保険料 (月額)
	死亡保険金額 または 高度障害保険金額	災害保険金額	災害高度障害 保険金額	障害給付金額 (障害等級に応じて)	入院給付金日額 (不慮の事故による 5日以上入院)	
本人	4,000万円	2,000万円	1,200万円	80万円～800万円	12,000円	13,680円
	3,500万円	1,750万円	1,050万円	70万円～700万円	10,500円	11,970円
	3,000万円	1,500万円	900万円	60万円～600万円	9,000円	10,260円
	2,500万円	1,250万円	750万円	50万円～500万円	7,500円	8,550円
	2,000万円	1,000万円	600万円	40万円～400万円	6,000円	6,840円
	1,500万円	750万円	450万円	30万円～300万円	4,500円	5,130円
	1,000万円	500万円	300万円	20万円～200万円	3,000円	3,420円
	500万円	250万円	150万円	10万円～100万円	1,500円	1,710円
配偶者	800万円	400万円	240万円	16万円～160万円	2,400円	2,736円
	500万円	250万円	150万円	10万円～100万円	1,500円	1,710円
子ども	400万円	200万円	120万円	8万円～ 80万円	1,200円	448円

(注1) 保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

(注2) 配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注3) こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員についてお申込みください。

(注4) 年齢によって保障金額の加入上限があります。申込書のご提出がない場合、以下の年齢の方は自動的に減額となります。以下に記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は令和7年7月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(注5) 61歳以上の方(S40.1.1以前に生まれた方)の加入(増額)はできません。継続のみとなります(減額は可能)。

	保険年齢	生年月日	保障金額上限額	備考
本人	61～63歳	S37.1.2～ S40.1.1生	2,000万円	2,000万円以下に減額
	64～65歳	S35.1.2～ S37.1.1生	1,000万円	1,000万円以下に減額
本人・ 配偶者	66～70歳	S30.1.2～ S35.1.1生	500万円	500万円に減額

※なお、本人の年齢が66歳以上となった場合、保険金額が500万円に減額されるため、配偶者が65歳以下でも同時に保険金額が500万円に減額となります。

3 新規加入(増額)できる方【加入資格】 (年齢は令和7年7月1日(更新日)時点の年齢)

本 人	満17歳6か月超、満60歳6か月以下の組合員、組合の役員・事務職員
配偶者	満18歳以上、満60歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども (健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)

■健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。

■支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金・給付金は支払われません。

加入後に加入対象者でなくなった場合には申込書提出先までご連絡ください。

■配偶者・こどものみの加入はできません(本人の加入が条件です)。

■子どもを加入させる場合は、加入資格を満たす子ども全員についてお申込みください。

4 責任開始日・保険期間

責任開始日	令和7年7月1日 (注)増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	責任開始日～令和8年6月末日 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 本人・配偶者 満70歳6か月 こども 満22歳6か月 (注)脱退事由(P45の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

5 保険料について

■毎月の給与から控除します(7月に支給される給与から控除を開始)。

■なお、退職者組合員、学校事務組合員および電算内職場班の一般職非常勤職員の組合員は、ご指定の生協登録口座から控除されます。

■2か月連続して控除不能となった場合または、1か月控除不能のままで保険年度末を迎えた場合は、脱退となります。その場合は、保障は消滅し、契約者配当金はお支払いできません。

■保険料は年齢・性別に関係なく、本人・配偶者・こどもの保険金額により定まります。

■保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料(月額)です。確定保険料は申込締切後に算出します。
こどもの保険料は確定保険料(月額)で一人あたりの金額です。

■概算保険料と確定保険料の差額は、更新月から3か月以内に精算します。

■保険料は毎年の更新時に見直されます。

■保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

6 保障内容【支払事由】

保険金・給付金はいずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。

実際のお支払いは、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1） 保険金・給付金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金・給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

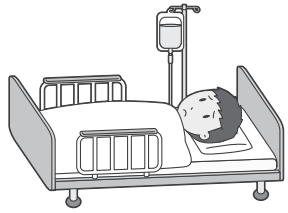
（注2） 保険金・給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死 亡 保 険 金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P46の【別表1】参照）になった場合
災 害 保 険 金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症（P46の【別表2】参照）により死亡した場合
災 害 高 度 障 害 保 険 金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に所定の高度障害状態になった場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症により所定の高度障害状態になった場合
障 害 給 付 金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に給付割合表（P47の【別表3】参照）に定める所定の身体障害状態に該当した場合 ・ 障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。 ・ 同一の不慮の事故または同一の保険期間におけるお支払いは、通算して10割を限度とします。 ・ 身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、最も上位の給付割合での支払いとなり、重複して支払われません（すでに支払われた障害給付金がある場合には差額が支払われます）。 ・ すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（前障害）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の給付割合から、その前障害の状態の給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位に対応する給付割合）を差し引いた割合がその身体障害についての給付割合となります。
入 院 給 付 金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、かつ5日以上入院した場合 ・ 入院給付金は入院初日から支払われます（同一の不慮の事故について通算して120日分が限度）。 ・ 同一の不慮の事故で2回以上入院した場合は、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院の日数を合算します。 ・ 入院の原因となる不慮の事故が2以上であっても、入院給付金は重複して支払われません（1日あたりの入院給付金は変わりません）。 ・ 入院とは、医師（引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ・ 病院または診療所とは、次のいずれかです。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。 ②上記の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設。

【ご注意】

- 「死亡保険金」と「高度障害保険金」および「災害保険金」と「災害高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
- 「災害保険金」は、同一の不慮の事故による「障害給付金」がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
- 「障害給付金」は、同一の不慮の事故による「災害保険金」がすでに支払われた場合、支払われません。
- 「災害保険金」および「災害高度障害保険金」は、不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気（特定感染症を除く）を原因とする場合は支払われません。
- 「障害給付金」および「入院給付金」は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

《参考》 保険金・給付金のお支払い例 本人が死亡保険金1,000万円に加入していた場合

■死亡（所定の高度障害状態該当）の場合 死亡（高度障害）保険金1,000万円が支払われます。	
■不慮の事故による死亡の場合 死亡保険金1,000万円 + 災害保険金500万円が支払われます。	
■不慮の事故による所定の高度障害状態（障害等級1級）に該当の場合 高度障害保険金1,000万円 + 災害高度障害保険金300万円 + 障害給付金200万円が支払われます。	
■不慮の事故による障害等級6級に該当の場合 障害給付金20万円が支払われます。	■不慮の事故による10日間の入院の場合 入院給付金30,000円（日額3,000円×10日間）が支払われます。

記載の例は一例であり、保険金・給付金が支払われない場合もありますのでご注意ください。

7 受取人

	受取人	
被保険者	死亡保険金・災害保険金	高度障害保険金・災害高度障害保険金・障害給付金・入院給付金
本 人	労基法順位(労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定される順位)の遺族	被保険者ご自身
配偶者	本人(主たる被保険者)	
こども		

＜参考＞ 下記は参考として労働基準法施行規則（令和5年11月1日時点）にもとづき作成したものです。
必ず労働基準法施行規則第42条から第45条をご確認ください。

第42条・第43条

順位	受取人	条件等
第1順位	配偶者	事実上婚姻と同様の関係にある者を含む
第2順位	子	被保険者の収入によって生計を維持または生計を一にしていた者
第3順位	父母（養父母が先順位）	
第4順位	孫	
第5順位	祖父母	被保険者の収入によって生計を維持していなかった者かつ生計を一にしていなかった者
第6順位	子	
第7順位	父母	
第8順位	孫	被保険者の収入によって生計を維持または生計を一にしていた者
第9順位	祖父母	
第10順位	兄弟姉妹	
第11順位	兄弟姉妹	被保険者の収入によって生計を維持していなかった者かつ生計を一にしていなかった者

第44条 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によって等分するものとする。

第45条第1項 遺族補償を受けるべきであった者が死亡した場合には、その者にかかる遺族補償を受ける権利は、消滅する。

※この保険では、遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
なお、労働基準法施行規則第43条2項に定める遺言による遺族の指定は可能です。

8 保険金等の年金受取

保険金等支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金等の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金・災害保険金・災害高度障害保険金・障害給付金(Ⅰ級)は、一時金(一括受取)に代えて「年金」での受け取りが可能です(上記以外の給付金、こどもの保険金 給付金は年金での受け取りはできません)。

(注)このお取り扱い、**保険金等の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

9 配当金

■毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。

■将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。

■保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

●契約者配当金の算定(本人・配偶者)

契約者配当金は、下表のとおり加入者の年代に応じた配当割合により算定されます。

年 代	配当割合
39歳以下	60歳以上の4倍
40歳～49歳	60歳以上の3倍
50歳～59歳	60歳以上の2倍
60歳以上	1

(注1) 契約者配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。

(注2) 年齢は令和7年7月1日(更新日)時点の保険年齢とします。

(注3) 39歳以下の契約者配当金還元率が一定割合を超えた場合には、配当割合が変更される場合があります。

10 引受保険会社（令和6年10月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。

引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社(引受割合)】

第一生命保険株式会社(73.3%) 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)

日本生命保険相互会社(25.7%)、富国生命保険相互会社(1.0%)

11 個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等)(以下、個人情報)を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用^(※1)します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス^(※2)の案内・提供および契約の維持管理
③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス^(※2)の充実
④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※1) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

(※2)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

グループ生命保険の重要事項説明書は、P45～P50に記載しておりますので、必ずご覧ください。

MEMO

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約
(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

このたび、アクサ生命保険株式会社の医療保険「終身保障型ベスト」をご案内させていただきます。医療保険「終身保障型ベスト」は、主に「病気(ガンを含む)やケガの保障」に対応することのできる保険商品であり、愛知県職員生活協同組合の組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、ご提案させていただきますので、ぜひこの機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、詳しいご案内やお申込みをご希望の方は、別添の「希望書」に必要事項をご記入のうえ、生協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

【おすすめする理由】

愛知県職員生活協同組合は、長年の取引関係、組合における過去の募集実績及び募集対応等を総合的に勘案し、アクサ生命保険株式会社の医療保険「終身保障型ベスト」をおすすめいたします。

(取扱募集代理店：愛知県職員生活協同組合)

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉＜主契約＞
手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉

ガン

ガン化学療法・緩和療養給付特約



特長

① 入院・治療は…

病気・ケガによる入院・手術・先進医療を一生涯保障します。
ガンで入院されたときは、入院給付金のお支払日数に制限がありません。

ガンにより入院された場合、ガン入院給付金を日数の制限なくお支払いしますので、入院が長期におよんだ場合でも安心です。

② 簡易な告知でお申込みいただけます。

以下の告知事項がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。

- ア 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
- イ 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ 申込日現在、妊娠していますか

〈ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉

- エ 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※P17の「告知について」を必ずお読みください。

③ 保険料は…

基本契約の保険料は一生涯上がりません。*

また、無事故割引特則により、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当すれば主契約保険料が5年ごとに10%ずつ割引となり、最大で50%の割引となります。

*基本契約の保険料は、ご契約日現在の年齢で設定されます。



さらに

付帯サービスをご利用いただけます。

病気の予防や早期発見から、
病気になったときのサポート、
治療後の回復や心のケアに至るまで、
お客さまを支えつづけます。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは18ページへ

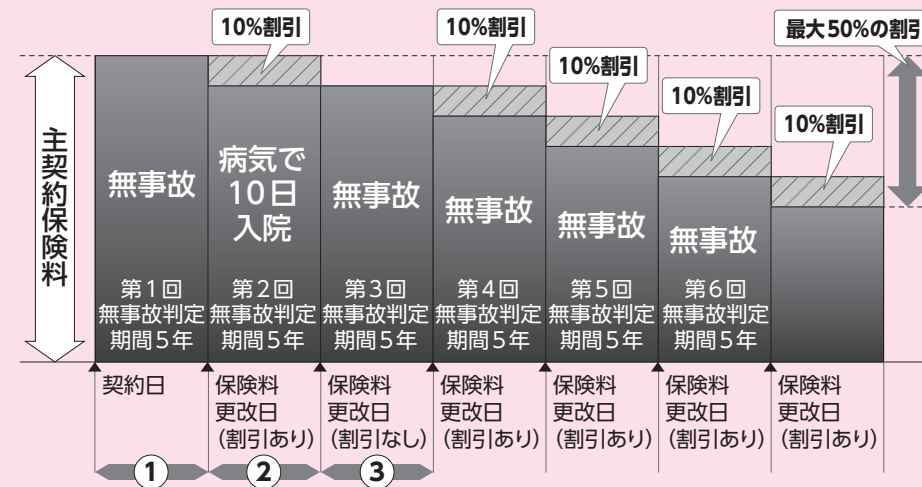
※「アクサメディカルアシスタンスサービス」の各サービスは、各サービス提供会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

無事故割引特則について

■ 無事故に該当すれば主契約の保険料が最大で50%割引となります!

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の主契約の保険料を10%ずつ割引きます。
主契約の保険料が最大で50%割引となります。

【無事故割引特則の適用例】



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引きます。(割引回数は1回となります。)
 - ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)
- 以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引きます。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- ・主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- ・主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。

● 保険料の割引例(集団扱月払) 保険期間・保険料払込期間：終身

入院給付金 5,000円コースの基本契約のみにご契約された場合

男性

20歳	30歳	40歳	50歳
ご契約時 …… 1,845円	ご契約時 …… 2,295円	ご契約時 …… 2,930円	ご契約時 …… 3,860円
割引1回 …… 1,732円	割引1回 …… 2,149円	割引1回 …… 2,735円	割引1回 …… 3,594円
2回 …… 1,619円	2回 …… 2,003円	2回 …… 2,539円	2回 …… 3,327円
3回 …… 1,506円	3回 …… 1,857円	3回 …… 2,344円	3回 …… 3,061円
4回 …… 1,393円	4回 …… 1,711円	4回 …… 2,148円	4回 …… 2,794円
5回 …… 1,280円	5回 …… 1,565円	5回 …… 1,953円	5回 …… 2,528円

女性

20歳	30歳	40歳	50歳
ご契約時 …… 1,980円	ご契約時 …… 2,320円	ご契約時 …… 2,760円	ご契約時 …… 3,540円
割引1回 …… 1,861円	割引1回 …… 2,181円	割引1回 …… 2,592円	割引1回 …… 3,317円
2回 …… 1,742円	2回 …… 2,041円	2回 …… 2,423円	2回 …… 3,093円
3回 …… 1,623円	3回 …… 1,902円	3回 …… 2,255円	3回 …… 2,870円
4回 …… 1,504円	4回 …… 1,762円	4回 …… 2,086円	4回 …… 2,646円
5回 …… 1,385円	5回 …… 1,623円	5回 …… 1,918円	5回 …… 2,423円

1 保障内容 重要

保険期間・保険料払込期間：終身

(ガン化学療法・緩和療養給付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。))

基本契約	このようなときにお支払します		お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
	入院 主契約	ガン以外の病氣により入院したとき	日帰り入院*1から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、 通算1,095日限度	1日につき 5,000円 1日につき 10,000円
		ケガにより入院したとき	日帰り入院*1から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、 通算1,095日限度	
		ガンにより入院したとき	日帰り入院*1から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限	
	手術	手術給付特約 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*3 別表参照)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*4 ×40・20・10 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回限度	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円 手術の種類に応じて、 1回につき 40・20・10万円
				手術補完給付特約*2	手術補完給付金 手術または放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金を支払われる場合を除きます。
	先進医療	先進医療*5による療養を受けたとき	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*4×5 放射線治療は 60日に1回限度	1回につき 2.5万円 1回につき 5万円
				先進医療給付特約(12)	先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、 通算2,000万円限度
	保険料を割引	無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に 無事故に該当したとき	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円
					1回につき 主契約保険料の10%を割引 最大5回/50%割引

プラス 特約Ⅰ	特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)				
	生活習慣病	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】	日帰り入院*1から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*4 ×入院日数	1日につき 5,000円 1日につき 10,000円
		悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患		1入院120日限度、通算1,095日限度	
	ガンの治療	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	入院しなくても保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円
		ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円
	90歳以降は自動更新 10年満了 一生保障	別表〈手術給付倍率表〉			
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。			
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。			

さらに	付帯サービスをご利用いただけます。		別表〈手術給付倍率表〉
	アクサ メディカル アシスタンス サービス	詳しくは18ページへ▶	対象となる手術(88種類)
			手術給付金日額に 対する給付倍率
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。	頭蓋内観血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類)
			40倍
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。	四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類)
			20倍
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。	虫垂切除術、ヘルニア根本手術など(30種類)
			10倍
	さらに	付帯サービスをご利用いただけます。	

- *1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
- *2 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
- *3 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。(P19下段「アクサ生命のデジタル約款のご案内」参照)
- *4 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
- *5 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
- *6 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
- ※無事故割引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、一律記載の割合・金額となります。

給付金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

2 月払保険料表(集団扱) 重要

契約年齢	入院給付金日額 5,000 円コース				入院給付金日額 10,000 円コース				(令和6年12月現在) 両コース共通	
	基本契約		特約Ⅰ (生活習慣病特約)		基本契約		特約Ⅰ (生活習慣病特約)		特約Ⅱ (ガン化学療法・緩和療養給付特約)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	円	円								
0	1,275	1,310								
1	1,270	1,305								
2	1,270	1,300	円	円						
3	1,260	1,295	155	125						
4	1,260	1,300	165	135					円	円
5	1,265	1,315	170	140					110	110
6	1,275	1,330	175	145					110	110
7	1,290	1,355	185	155					110	115
8	1,310	1,380	190	160					115	115
9	1,330	1,405	200	170					115	120
10	1,525	1,635	210	170					120	120
11	1,555	1,670	220	180					125	125
12	1,585	1,705	230	190					130	130
13	1,615	1,740	245	200					135	140
14	1,650	1,770	255	210	円	円	円	円	140	145
15	1,685	1,805	270	220	3,260	3,500	540	440	145	150
16	1,710	1,835	285	230	3,310	3,560	570	460	155	160
17	1,745	1,870	295	240	3,380	3,630	590	480	160	165
18	1,780	1,905	310	255	3,450	3,700	620	510	165	170
19	1,810	1,940	325	270	3,510	3,770	650	540	170	180
20	1,845	1,980	340	280	3,580	3,850	680	560	170	190
21	1,895	2,015	360	290	3,680	3,920	720	580	175	205
22	1,935	2,050	380	305	3,760	3,990	760	610	180	225
23	1,970	2,090	400	325	3,830	4,070	800	650	185	245
24	2,010	2,125	420	340	3,910	4,140	840	680	185	265
25	2,060	2,160	440	360	4,010	4,210	880	720	190	285
26	2,105	2,195	465	380	4,100	4,280	930	760	200	315
27	2,150	2,220	495	400	4,190	4,330	990	800	205	345
28	2,200	2,260	515	415	4,290	4,410	1,030	830	215	380
29	2,245	2,285	545	435	4,380	4,460	1,090	870	225	410
30	2,295	2,320	575	460	4,480	4,530	1,150	920	245	455
31	2,350	2,355	610	485	4,590	4,600	1,220	970	260	495
32	2,400	2,380	640	510	4,690	4,650	1,280	1,020	285	540
33	2,465	2,420	680	530	4,820	4,730	1,360	1,060	305	590
34	2,525	2,460	720	560	4,940	4,810	1,440	1,120	335	640
35	2,580	2,500	755	590	5,050	4,890	1,510	1,180	365	695
36	2,650	2,545	795	625	5,190	4,980	1,590	1,250	400	750
37	2,710	2,595	840	650	5,310	5,080	1,680	1,300	435	815
38	2,785	2,645	880	685	5,460	5,180	1,760	1,370	475	875
39	2,855	2,705	930	720	5,600	5,300	1,860	1,440	515	940
40	2,930	2,760	975	755	5,750	5,410	1,950	1,510	565	995
41	3,010	2,830	1,035	795	5,910	5,550	2,070	1,590	615	1,055
42	3,100	2,885	1,085	835	6,090	5,660	2,170	1,670	670	1,105
43	3,180	2,955	1,150	870	6,250	5,800	2,300	1,740	735	1,165
44	3,265	3,035	1,210	915	6,420	5,960	2,420	1,830	800	1,210
45	3,355	3,115	1,275	960	6,600	6,120	2,550	1,920	870	1,260
46	3,445	3,195	1,340	1,005	6,780	6,280	2,680	2,010	955	1,305
47	3,550	3,275	1,410	1,060	6,990	6,440	2,820	2,120	1,045	1,340
48	3,650	3,360	1,480	1,110	7,190	6,610	2,960	2,220	1,135	1,375
49	3,745	3,445	1,555	1,165	7,380	6,780	3,110	2,330	1,235	1,410
50	3,860	3,540	1,640	1,215	7,610	6,970	3,280	2,430	1,330	1,435
51	3,965	3,635	1,720	1,275	7,820	7,160	3,440	2,550	1,435	1,460
52	4,085	3,735	1,810	1,330	8,060	7,360	3,620	2,660	1,540	1,480
53	4,210	3,835	1,905	1,395	8,310	7,560	3,810	2,790	1,650	1,500
54	4,335	3,950	2,000	1,455	8,560	7,790	4,000	2,910	1,760	1,520
55	4,480	4,065	2,100	1,525	8,850	8,020	4,200	3,050	1,875	1,540
56	4,630	4,175	2,200	1,590	9,150	8,240	4,400	3,180	1,990	1,565
57	4,775	4,305	2,305	1,665	9,440	8,500	4,610	3,330	2,110	1,590
58	4,930	4,435	2,410	1,745	9,750	8,760	4,820	3,490	2,230	1,615
59	5,095	4,560	2,520	1,825	10,080	9,010	5,040	3,650	2,365	1,645
60	5,260	4,705	2,640	1,915	10,410	9,300	5,280	3,830	2,500	1,665
61	5,425	4,850	2,760	2,005	10,740	9,590	5,520	4,010	2,645	1,695
62	5,600	5,010	2,890	2,110	11,090	9,910	5,780	4,220	2,795	1,725
63	5,785	5,175	3,025	2,210	11,460	10,240	6,050	4,420	2,945	1,750
64	5,955	5,340	3,160	2,320	11,800	10,570	6,320	4,640	3,095	1,775
65	6,150	5,520	3,305	2,440	12,190	10,930	6,610	4,880	3,235	1,800
66	6,350	5,700	3,450	2,565	12,590	11,290	6,900	5,130	3,370	1,825
67	6,545	5,885	3,595	2,690	12,980	11,660	7,190	5,380	3,505	1,845
68	6,755	6,070	3,750	2,835	13,400	12,030	7,500	5,670	3,620	1,860
69	6,965	6,250	3,915	2,980	13,820	12,390	7,830	5,960	3,705	1,865
70	7,190	6,445	4,090	3,135	14,270	12,780	8,180	6,270	3,755	1,850
71	7,415	6,630	4,275	3,300					3,770	1,825
72	7,640	6,815	4,485	3,475					3,750	1,785
73	7,870	7,000	4,695	3,650					3,700	1,730
74	8,100	7,185	4,895	3,830					3,610	1,665
75	8,325	7,360	5,090	4,015					3,490	1,585

- (注)
1. 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
2. 保険料は新規契約時から上がりません。
3. 生協脱退後は集団扱から個人扱(口座振替)に移行となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。
4. 「生活習慣病特約」は「生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉」を表します。
- ※基本契約の保険料には、主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。
- (手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本契約の保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)
- ※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は令和6年12月現在の保険料率で計算しております。)



ご契約のお取扱い **重要**

1 ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

- ご契約日：令和7年7月1日
- 保障が始まる日（責任開始期）：令和7年7月1日
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日よりご契約上の責任（保障）が開始されます。
- ※保険料は原則として毎月給与（口座振替）よりお支払いいただきます。
- ※**終身保障型ベストは毎月お申込みが可能です。**
（毎月20日までにお申込みいただいた場合、翌々月1日がご契約日となります。）

2 お申込み資格および取扱範囲について

- 愛知県職員生活協同組合の組合員とその家族（配偶者・子・父母・生計を一にする兄弟姉妹）で、ご契約日現在、満0歳から75歳までの方がお申込みいただけます。なお、ご家族だけを被保険者とするお申込みもできます。
- 「入院給付金日額 5,000円コース」「入院給付金日額 10,000円コース」よりお選びください。
- ※契約年齢14歳以下の方および契約年齢71歳以上75歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円コース」のご契約はできません。
- ※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。また、生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉は契約年齢2歳以下の方、ガン化学療法 緩和療養給付特約は契約年齢4歳以下の方はお申込みいただけません。
- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
- ※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。
- ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。
- ※下記ア、イ、ウのいずれかが「はい」に該当する場合は、お申込みはお引受けできません。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
- 〈ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉
- エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

- ※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院した場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
- ※告知事項の詳細および注意事項については、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができない場合がございますので、ご了承ください。
- ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをしたときは責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

保障だけでなく豊富なサービスを通してお客さまを支えつづけます。

無料 でご利用いただけます。 ※一部のサービスは優待価格でご提供となります。



アクサ メディカル
アシスタンス サービス

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、
治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

- 24時間365日、健康のこと、メンタルヘルスのこと、困ったときはいつでも医師などの専門スタッフが対応します！



24時間電話健康相談サービス
夜間・休日に開いている医療機関の案内も！



オンライン健康相談 (Doctors Me)
PCやスマートフォンから相談できます！
ペットの健康相談も！

- 治療法が不安だったら…



セカンドオピニオンサービス
最適な治療の選択をサポートします！

- 糖尿病のことはなんでも！



糖尿病サポートサービス
必要に応じてドクターが薦める糖尿病の
専門医を紹介します！

- 介護やリハビリが必要になったら…



介護・リハビリサポートサービス
リハビリ病院・介護施設情報をご提供します！

- 手軽に生活習慣病などの検査ができます！



**郵送検査キットによる
血液検査サービス**

優待価格

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
●利用対象者およびサービス内容の詳細については、
アクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/ameasa/)をご参照ください。

サービス内容の詳細は
こちらからもご覧になれます。



保険金・給付金のご請求はインターネットのご利用がとっても便利！

アクサ生命のインターネット請求

保険の請求、書類での申請は大変...と思いませんか？
インターネット請求なら、お手続きがかんたん・楽ちん！

スマホで完結
かんたん・
楽ちん！



ポイント 01
お手続きがスムーズ！

画面に表示されるかんたんな質問に
回答するだけ！
迷うことなくスムーズにお手続きい
ただけます。



ポイント 02
お手続きは一回だけ！

複数のご契約をお持ちの方は、お手
続きでまとめてご請求可能です。



ポイント 03
印刷不要！スマホで完結！

請求に必要な書類があれば、スマホ
やパソコン 1 台でお手続きが完結！
書類はスキャン、またはスマホで撮
影し、アップロードするだけ。

お手続き時間は最短 **5** 分、お受取りまでがスピーディー！

24時間 365 日いつでも、どこからでもご請求可能です



◀ ご利用条件など
もっと詳しく知りたい方はこちら

アクサ生命 インターネット請求



※ご利用には条件があります。ご契約内容などによっては、上記と異なるお取扱いとなることがございます。
詳しくご利用条件などは、アクサ生命公式ホームページからご確認ください。

① グループ生命保険

② 医療保険

③ 拠出型企業年金保険（Ⅱ）

④ 団体傷害保険・団体ゴルフ保険

⑤ ホーム火災共済

⑥ 申込等手続き及び税法上のお取扱い

4 保険期間および保険料払込期間

- 基本契約、特約Ⅰ（生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉）は終身です。特約Ⅱ（ガン化学療法・緩和療養給付特約）は10年です。

※ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約は自動的に更新されます。（更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。）
※更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えときは、90歳となるまで保険期間を短縮してガン化学療法・緩和療養給付特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてガン化学療法・緩和療養給付特約は自動的に更新されます。
※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与から控除します。（第1回保険料は令和7年7月の給与から控除します。）
なお、退職者組合員、学校事務組合員および電算内職場班の一般職非常勤職員の組合員は、ご指定の生協登録口座から振り替えます。（第1回保険料は令和7年7月から振り替えます。）

6 給付金などの受取人

- 被保険者としてします。

7 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等以内の親族（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

8 代理請求特約の付加について

- 新たにご契約いただく方は自動付加ですが、既にご契約されている方もこの特約を中途付加できます。（ただし所定の手続が必要です。生協までお申出ください。）なお、特約保険料は必要ありません。

9 生協脱退時のお取扱い

- 個人扱契約（口座振替）にて継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

アクサ生命のデジタル約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ（www.axa.co.jp/）へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

お申込みされる前に必ずご確認ください。

⚠️ ご注意

給付金などのお支払いについて

給付金などのお支払いは、責任開始期*1以後に発生した所定の不慮の事故または発病*2した疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。

ご契約ただけの方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをした場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。

ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをしたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

*1 責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期をいいます。

*2 発病とは、具体的に以下のような場合をいいます。

- ①その入院・手術などの治療の原因となった疾病(これと医学上重要な関係があるとアクサ生命が認めた疾病を含む)の治療を受けていたとき
- ②その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連のある異常(要精密検査・要観察なども含む)を診察・検査など(健康診断・人間ドックも含む)で指摘されていたとき
- ③その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連ある症状や徴候などの存在が客観的に認められたとき

告知前または告知時からガン化学療法・緩和療養給付特約の責任開始期前に所定のガンと診断確定されていた場合には、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

お支払いできる場合



責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。ただし、告知などによっては給付金などをお支払いできない場合があります。

⚠️ ご注意

お支払いできない場合



※上記は、給付金などのお支払いについてご説明するために代表的な事例をあげたものです。お客さまご自身のご契約のお取扱いに関しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

令和4年7月1日より、「年金保険」は税制適格(A)コースに、「積立終身保険」は自由選択(B)コースとなりました。

※このパンフレットはお申し込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

❗ 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回るなどお客さまにとって不利益となることがあります。
詳しくは27ページ「6.給付額試算表」、54ページ「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」を確認いただき、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

本制度の4つの特長

将来への備えとして、安定的かつ計画的な財産形成が可能です。

1 お手頃な掛金設定

月払1,000 円から加入できます。
また、掛金の払い込みは在職中に完了します。

3 お申し込み手続きが簡単

加入申込書1 枚でお申し込み手続きが完了します。

2 年1回掛金の見直しが可能

7月に掛金を変更することができます。
(注)詳しくは22ページ「1.制度の取扱い」の
「増口」、「一部掛金払込中止」をお読みください。

4 選べる受取方法

ご自身の生活設計にあわせて選択できます。

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

1 制度の取扱

自由選択(B)コース(積立終身保険)につきましては、平成28年7月1日をもちまして、新規加入および増口の受付を終了しておりますが、現在加入継続中の方は、払込満了まで引き続き継続加入できます。

項目	税制適格 (A) コース (年金保険)	自由選択 (B) コース (積立終身保険)
商品名称	拠出型企業年金保険 (Ⅱ) ・拠出型企業年金保険 (Ⅱ) 遺族年金特約	
商品の特徴	●拠出型企業年金保険 (Ⅱ) は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。 ●自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金を払い込み、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。 ●掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金が加算された金額をご遺族が受け取れます。	
加入資格	加入日現在、満15歳以上の方で、払込満了日までの期間が10年以上ある組合員。 組合員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。	加入日現在、満15歳以上の方で、払込満了日までの期間が2年以上ある組合員。 組合員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。
掛金	●加入口数 ■月払：1口は1,000円 (保険料995円、運営事務費5円) とし、1口以上200口以下で設定できます。 ■退職時一時払：1口は10,000円とし、10口以上1,000口以下で設定できます。 - ただし、確定年金を選択する場合、積立金と1,000万円のいずれか小さい金額を上限とします。 (注) 一時払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。 ●払込方法 月払掛金は毎月の給与から引き落としされます。なお、学校事務組合員および電算内職場班の一般職非常勤職員の組合員は、ご指定の生協登録口座から振り替えます。また、2か月連続して控除不能となった場合は自動的に脱退となります。 ●払込満了日 満60歳に達した直後の3月末日 ●掛金負担者 ご加入者	

項目	税制適格 (A) コース (年金保険)	自由選択 (B) コース (積立終身保険)
新規加入	年1回7月1日に加入いただけます。	——
増口 (掛金の増額)	年1回7月1日に増口いただけます。その場合、月払は7月1日が増口日となります。 退職時一時払は年金受給権取得時にお申し込みいただけます。なお、年金受給権の取得を繰り延べる場合の退職時一時払は、繰り延べ前のお申し込みとなり、繰り延べ後のお申し込みはできません。	——
一部掛金払込中止 (掛金の減額)	以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年1回7月1日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。ただし、1口以上のお払い込みの継続が必要となります。 なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合	
減口 (積立金の払い出し)	お取り扱いできません。	以下の6つの事由のいずれかに該当し、返戻金額が20万円以上である場合に限り、お申し出により年1回7月1日に加入口数の一部を減口してその部分に対応する積立金を払い出すことができます。なお、払込加入口数は同時増口したものとするため、お払い込みいただく掛金に変更はありません。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済
配当金	●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。<u>決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。</u> ●配当金は一時金受取できません。 ・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。 なお、年度途中で脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。 ・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。	
引受保険会社	この保険は保険料の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。）なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。 ●引受保険会社および保険料の払込割合（2024年9月1日時点） 【事務幹事会社】 第一生命保険株式会社（24%） 東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL:03-3216-1211（大代表） 日本生命保険相互会社（44%） 富国生命保険相互会社（32%）	

2 年金・一時金のお受け取りおよび受取人

項目	税制適格(A)コース(年金保険)	自由選択(B)コース(積立終身保険)
年金	年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。	
年金受給権取得日 (年金開始日)	下記いずれかの日となります。 ①払込満了日の翌月1日 ②加入10年以上かつ満57歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日(ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることであります。*) なお、繰延以後の掛金のお払い込みはできません。)	下記いずれかの日となります。 ①払込満了日の翌月1日 ②加入2年以上かつ満57歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日
年金受給権取得の繰延 (任意繰延)	年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることであります。*) なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。	年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることであります。*) なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延、減口(積立金の払い出し)のお取り扱いはできません。
年金受取時期	年金の受取日は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日となります。 (20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただけます。) なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。	
コース間の取扱	税制適格(A)コース(年金保険)、自由選択(B)コース(積立終身保険)間の積立金の移行はできません。	
年金の一時払 (選択一時金)	年金のお受け取りに代えて積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。 また、自由選択(B)コース(積立終身保険)は年金月額が1万円に満たない場合は一時金でお受け取りいただけます。	
脱退一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。	
遺族一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の1回分)を加算した額をお受け取りいただけます。	
受取人	●年金・脱退一時金 ご加入者 ●遺族一時金 ご遺族(*) (※)ご遺族とはご加入者の配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹を指します。(お受け取りの順位は労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従います。) (注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。 また、遺言により受取人を変更することもできません。 (労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)	

(*)両コースに加入されている場合、年金受給権取得日(年金開始日)は同一となります。

3 年金の種類

10年確定年金

- 年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。
- ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。
- ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族(*)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。

15年確定年金

- 年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。
- その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

10年保証期間付終身年金

- 年金開始日以降、10年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。
- 保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。
- ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
- ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族(*)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。

15年保証期間付終身年金

- 年金開始日以降、15年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。
- 保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。
- その他のお取り扱い内容は10年保証期間付終身年金と同一となります。

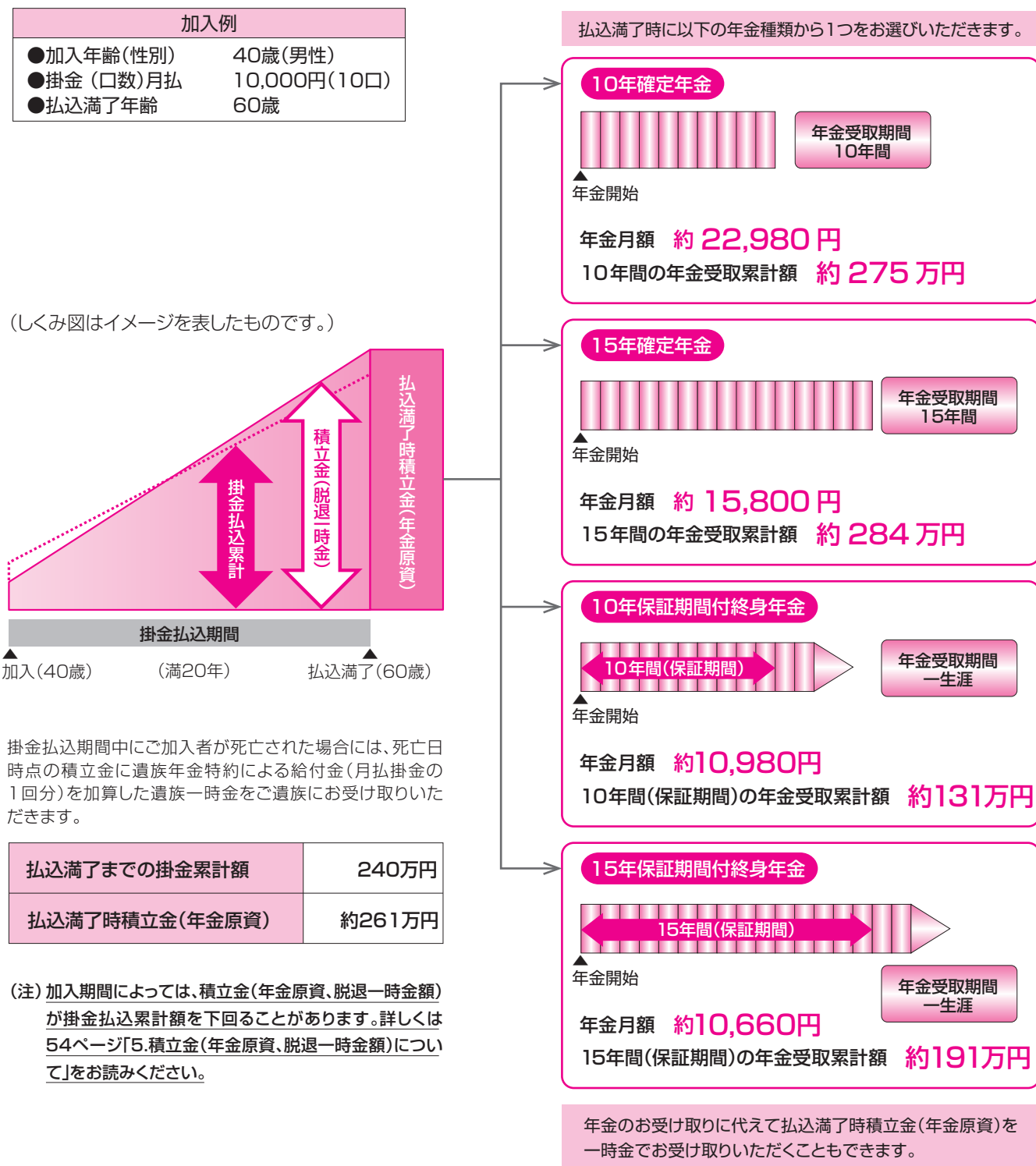
(注)10年保証期間付終身年金・15年保証期間付終身年金では、ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

(※)23ページ「2.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」の「受取人 ●遺族一時金」をお読みください。

4 契約内容の変更等に関する事項

この拋出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

5 しきみ図 【税制適格 (A) コース】 (年金保険)

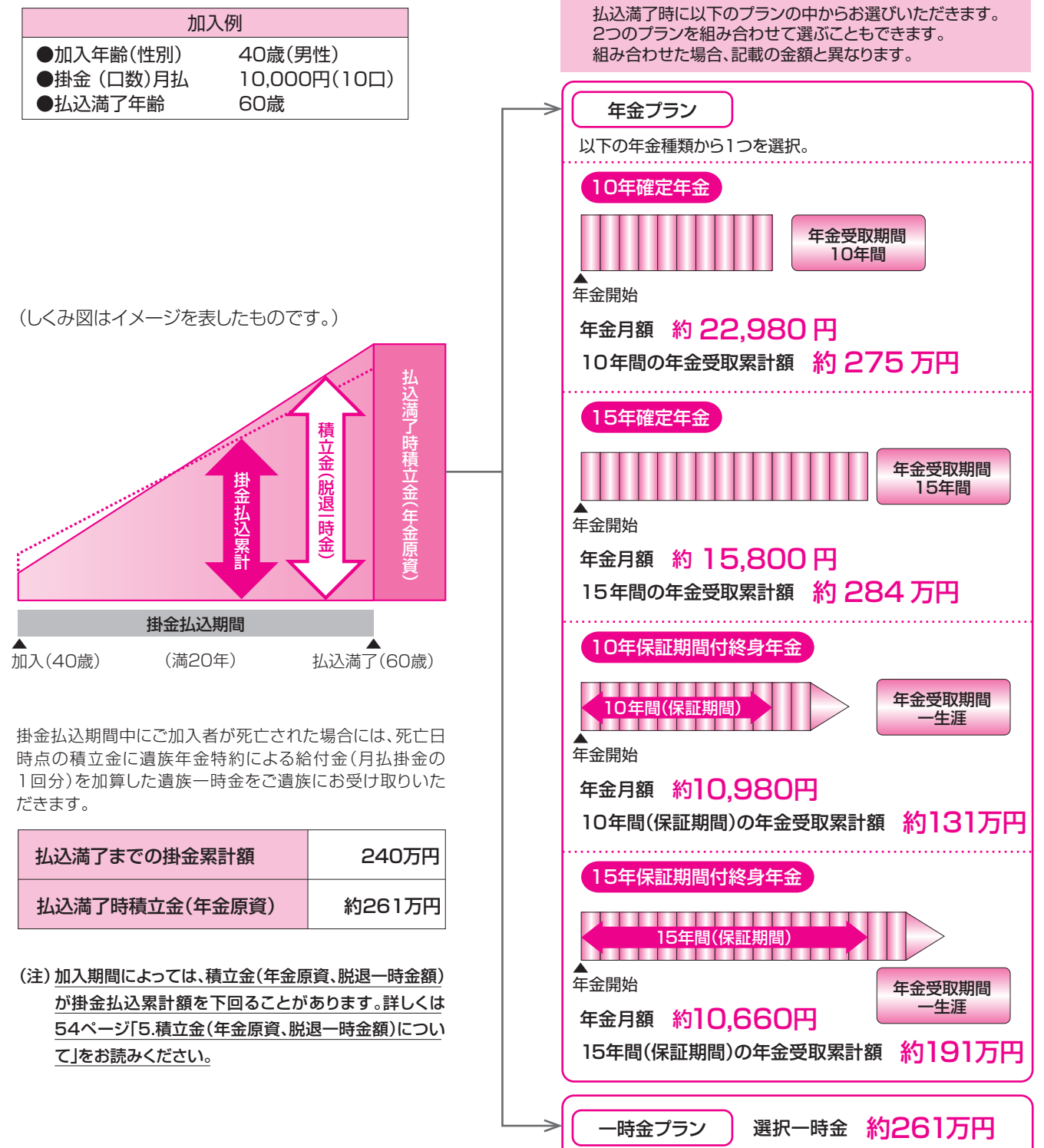


(注) 積立金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

・記載の積立金および年金月額は2024年9月1日時点の予定利率等にもとづき計算したものです。
・数値の算出条件の詳細は、28ページ<しきみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

5 しきみ図 【自由選択 (B) コース】 (積立終身保険)

自由選択(B)コース(積立終身保険)につきましては、平成28年7月1日をもって、新規加入および増口の受付を終了しておりますが、現在加入継続中の方は、払込満了まで引き続き継続加入できます。



(注) 積立金、選択一時金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

・記載の積立金、選択一時金、年金月額は2024年9月1日時点の予定利率等にもとづき計算したものです。
・数値の算出条件の詳細は、28ページ<しきみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

6 給付額試算表

自由選択(B)コース(積立終身保険)につきましては、平成28年7月1日をもちまして、新規加入および増口の受付を終了しておりますが、現在加入継続中の方は、払込満了まで引き続き継続加入できます。

<月払掛金10,000円(10口)加入、60歳年金開始の場合>
※月払掛金 1口1,000円(保険料995円、運営事務費 5 円)
※税制適格(A)コース(年金保険)・自由選択(B)コース(積立終身保険)共通となりますが、自由選択(B)コース(積立終身保険)については、年金月額が1万円未満の場合には一時金でお受け取りいただきます。

月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。> (単位:円)

加入 年数	掛金払込 累計額	一時金プラン	年金プラン(年金月額)					
		積立金(年金原資、 脱退一時金額)	10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金		
			男性・女性共通		男性	女性	男性	女性
1年	120,000	約 117,700	約 1,030	約 710	約 490	約 420	約 470	約 420
2	240,000	約 236,900	約 2,070	約 1,430	約 990	約 860	約 960	約 850
3	360,000	約 357,300	約 3,130	約 2,150	約 1,490	約 1,300	約 1,450	約 1,280
4	480,000	約 479,000	約 4,200	約 2,890	約 2,010	約 1,740	約 1,950	約 1,720
5	600,000	約 602,000	約 5,280	約 3,630	約 2,520	約 2,190	約 2,450	約 2,160
6	720,000	約 726,400	約 6,370	約 4,380	約 3,040	約 2,640	約 2,950	約 2,610
7	840,000	約 852,100	約 7,480	約 5,140	約 3,570	約 3,100	約 3,470	約 3,060
8	960,000	約 979,200	約 8,590	約 5,900	約 4,100	約 3,560	約 3,980	約 3,520
9	1,080,000	約 1,107,800	約 9,720	約 6,680	約 4,640	約 4,030	約 4,510	約 3,980
10	1,200,000	約 1,237,800	約 10,860	約 7,460	約 5,190	約 4,500	約 5,040	約 4,450
11	1,320,000	約 1,369,100	約 12,010	約 8,260	約 5,740	約 4,980	約 5,570	約 4,930
12	1,440,000	約 1,501,900	約 13,180	約 9,060	約 6,300	約 5,470	約 6,110	約 5,400
13	1,560,000	約 1,636,200	約 14,360	約 9,870	約 6,860	約 5,950	約 6,660	約 5,890
14	1,680,000	約 1,771,800	約 15,550	約 10,690	約 7,430	約 6,450	約 7,210	約 6,380
15	1,800,000	約 1,909,100	約 16,750	約 11,520	約 8,000	約 6,950	約 7,770	約 6,870
16	1,920,000	約 2,047,900	約 17,970	約 12,350	約 8,590	約 7,450	約 8,330	約 7,370
17	2,040,000	約 2,188,300	約 19,200	約 13,200	約 9,180	約 7,960	約 8,910	約 7,880
18	2,160,000	約 2,330,200	約 20,450	約 14,060	約 9,770	約 8,480	約 9,480	約 8,390
19	2,280,000	約 2,473,800	約 21,710	約 14,920	約 10,370	約 9,000	約 10,070	約 8,900
20	2,400,000	約 2,618,900	約 22,980	約 15,800	約 10,980	約 9,530	約 10,660	約 9,430
21	2,520,000	約 2,765,500	約 24,270	約 16,680	約 11,600	約 10,070	約 11,260	約 9,950
22	2,640,000	約 2,913,900	約 25,570	約 17,580	約 12,220	約 10,610	約 11,860	約 10,490
23	2,760,000	約 3,063,800	約 26,890	約 18,480	約 12,850	約 11,150	約 12,470	約 11,030
24	2,880,000	約 3,215,400	約 28,220	約 19,400	約 13,480	約 11,710	約 13,090	約 11,570
25	3,000,000	約 3,368,600	約 29,560	約 20,320	約 14,130	約 12,260	約 13,710	約 12,130
26	3,120,000	約 3,523,500	約 30,920	約 21,260	約 14,780	約 12,830	約 14,340	約 12,680
27	3,240,000	約 3,680,200	約 32,300	約 22,200	約 15,430	約 13,400	約 14,980	約 13,250
28	3,360,000	約 3,838,900	約 33,690	約 23,160	約 16,100	約 13,980	約 15,630	約 13,820
29	3,480,000	約 3,999,300	約 35,100	約 24,130	約 16,770	約 14,560	約 16,280	約 14,400
30	3,600,000	約 4,161,700	約 36,530	約 25,110	約 17,450	約 15,150	約 16,940	約 14,980

(注1)積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。
年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(注2)加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。

(注3)年金の受取要件については、23ページ「2.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

上記数値については、28ページ<しくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

必ずお読みください

しくみ図・給付額試算表の数値について

- しくみ図・給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減すること
があり、実際の受取額をお約束するものではありません。
- (1)ご加入者全員の加入口数の合計が常に10,900口を維持し、保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものとしています。加入口数の合計は、2024年8月分の加入口数にもとづき設定しています。
- (2)積立金および年金月額は、各引受保険会社の予定利率および引受割合(2024年9月1日時点)にもとづき計算しています。
- (3)積立金、年金月額はいずれか1つを選択した場合の金額です。
- (4)記載の数値には配当金を加算していません。
- 自由選択(B)コース(積立終身保険)は、年金月額が1万円未満の場合には一時金でのお受け取りとなります。税制適格(A)コース(年金保険)は、年金月額にかかわらず年金でお受け取りいただきます。(加入年数等の条件により年金をお受け取りいただけない場合は除きます。)
- 10年保証期間付終身年金および15年保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。

個人情報の取扱

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、個人情報)を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社へ提供されることがあります。

(※)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、下記「意向確認のお願い」にてご自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。

(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

意向確認のお願い

以下の契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

- ☐ 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。
⇒詳しくは27ページ「6.給付額試算表」、54ページ「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。
- ☐ 給付内容・給付額試算表の金額等はご意向(ニーズ)に沿っていますか？
⇒詳しくは23ページ「2.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」、24ページ「3.年金の種類」、27ページ「6.給付額試算表」をお読みください。
- ☐ 掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向(ニーズ)に沿っていますか？
⇒詳しくは21ページ「1.制度の取扱」の「掛金」をお読みください。

日常生活のケガに備えるために

特 色

- ◆ 団体傷害保険(ご家族プラン・ご夫婦プラン・記名式個人プラン)、団体ゴルフ保険は団体割引20%、損害率による割引10%が適用されております。
 - ◆ 国内、国外を問わず、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害を補償します。
 - ◆ ご家族※ならびにご本人の傷害事故・賠償事故に対し、十分な備えをお勧めします。
 - ◆ 自転車等による高額賠償事故に備えられる日常生活賠償補償が団体傷害保険のプラン全てにセットされています。
 - ◆ ゴルフをされる方には「ゴルフプラン」をご用意しています。
- ゴルフプランは、ゴルフ保険賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(注)・ゴルフ用品補償特約)でお引き受けいたします。
(注)海外で達成したホールインワン・アルバトロス費用はお支払いの対象となりません。
※ご家族プラン・ご夫婦プランの被保険者本人は組合員のみとします。

ポイント

- 愛知県では、自転車損害賠償保険等の加入が義務化されました。
- 団体傷害保険で自転車事故の賠償に対応できます。



I. 団体傷害保険 (傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

1 被保険者(補償の対象)となる方の範囲

【家族で加入する場合】 被保険者となる方の範囲	①組合員本人 	②組合員本人の配偶者 	③組合員本人またはその配偶者の同居の親族(注1) 	④組合員本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)のお子さま 例:下宿をしている大学生のお子さま など 
ご家族プラン※	○	○	○	○
ご夫婦プラン※	○	○	×	×
被保険者ご本人となれる方	○	×	×	×

【個人で加入する場合】 記名式個人プラン	①組合員本人 	②組合員本人の配偶者 	③組合員本人またはその配偶者の同居の親族(注1) 	④組合員本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)のお子さま 例:下宿をしている大学生のお子さま など 
被保険者(ご本人となる方)の範囲(注3)	○	○	○	○

(注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注3) 組合員本人、配偶者、同居の親族(注1)および別居の未婚(注2)の子からお選び下さい。
※組合員以外の方のお名前を加入申込票に記載する必要はありません。

2 補償額(保険金額)と保険料

家族で加入する場合

(保険期間:1年間、職種級別:A、団体割引20%、損害率による割引10%適用)

ご夫婦2人の方はご夫婦プランを、ご家族が3人以上の方ならご家族プランをご検討ください。

傷害入院保険金支払対象期間180日:支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日:支払限度日数60日・免責期間0日

プラン		ご家族プラン			ご夫婦プラン	
		A 型	B 型	C 型	D 型	E 型
ご本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	1,250万円	650万円	300万円	1,000万円	600万円
	傷害入院保険金日額	3,700円	2,300円	1,300円	3,000円	1,600円
	傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の入院中10倍・入院中以外5倍				
	傷害通院保険金日額	2,100円	1,400円	1,200円	2,000円	1,300円
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	650万円	280万円	110万円	470万円	350万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	1,400円	1,100円	2,000円	1,300円
	傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の入院中10倍・入院中以外5倍				
	傷害通院保険金日額	1,500円	1,200円	1,000円	1,500円	1,100円
親 族	傷害死亡・後遺障害保険金額	330万円	160万円	80万円	-	-
	傷害入院保険金日額	1,700円	1,200円	1,000円	-	-
	傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の入院中10倍・入院中以外5倍				
	傷害通院保険金日額	1,400円	1,000円	900円	-	-
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)		3億円	3億円	3億円	3億円	3億円
月払保険料		4,250円	2,550円	1,700円	2,550円	1,700円

個人で加入する場合

加入申込票に記名していただいた方が、被保険者（補償の対象）になります。
（保険期間：1年間、職種級別：A、B、 団体割引20%、損害率による割引0%適用）

傷害入院保険金支払対象期間180日：支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日：支払限度日数60日・免責期間0日

プラン	記名式個人プラン			記名式個人プラン		
	職種級別A			職種級別B		
	F A 型	G A 型	H A 型	F B 型	G B 型	H B 型
傷害死亡・後遺障害保険金額	620万円	260万円	45万円	410万円	125万円	30万円
傷害入院保険金日額	4,100円	2,100円	1,200円	3,400円	1,900円	600円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の入院中10倍・入院中以外5倍			傷害入院保険金日額の入院中10倍・入院中以外5倍		
傷害通院保険金日額	3,000円	1,400円	800円	1,800円	1,000円	550円
日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円
月払保険料	1,700円	850円	430円	1,700円	850円	430円

【職種級別表】 保険料は被保険者ご本人の職種級別により異なります。下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

職種 級別表	職種級別	職種名
	A	一般事務員、教員、その他下記B以外の職業従事者および、主婦・学生・無職者など
	B	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つる製品製造作業、自動車運転者（助手を含む）、建設作業

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
※日常生活賠償補償の被保険者の範囲は、ご家族プラン・ご夫婦プラン・記名式個人プランにかかわらず、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）」および「別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子」となります。
（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

3 保険金の支払対象

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡のない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

お支払する事故の例

傷害事故	賠償事故
日本国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。 例えば… ●交通事故 ●公務中の事故 ●海外旅行中の事故 ●歩行中の事故 ●家庭内での階段からの転落、ドアにはさまれたの事故 ●建物火災による事故 ●レジャー中の事故など。	日本国内・国外を問わず、被保険者がその日常生活において、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財産に損害を与えたり、日本国内において電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス*がご利用になれます。 ※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限りです）。 ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
 車にはねられてケガ	 自転車に乗っていて他人にケガをさせた
 自転車で転びケガ	 子どもが誤って他人の家のガラスを割った
 運動会中にケガ	 マンションでお風呂の水があふれて階下の住人に損害を与えた ※上記事故事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。
 スノーボードで骨折	
 海外旅行中ホテルで火事にあいケガ	
 料理中にヤケド	

4 支払保険金の内容

各補償については型に応じ、次のとおりお支払いします。

補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害 〈傷害死亡保険金〉 〈傷害後遺障害保険金〉 	事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときや約款所定の後遺障害状態になったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100% をお支払いします。	一時金としてお支払い ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院 〈傷害入院保険金〉 	事故によるケガの治療のため入院したとき1日につき 傷害入院保険金日額 をお支払いします。	日帰り入院からお支払い ※事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間（180日）内の入院が対象となります。
傷害手術 〈傷害手術保険金〉 	事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けたとき 傷害入院保険金日額の10倍または5倍 をお支払いします。	1事故につき1回お支払い ・入院中：10倍 ・入院中以外：5倍
傷害通院 〈傷害通院保険金〉 	事故によるケガの治療のため通院（往診・訪問診療、オンライン診療を含みます。）したとき1日につき 傷害通院保険金日額 をお支払いします。	60日限度 ※事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間（180日）内の通院が対象となります。
日常生活賠償補償 （示談交渉サービス付） （免責金額：0円） 〈日常生活賠償保険金〉	日常生活中やレジャー中などの偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになったとき 日常生活賠償保険金 をお支払いします。 ～示談交渉サービス～ 引受保険会社が被保険者であるお客さまに代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安を軽減します（日本国内で発生した賠償事故に限りです）。※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。	

上記枠内は概要であり、詳細はP55の愛知県職員生活協同組合ホームページリンク先にある「お支払いする保険金および費用保険金のご説明 団体総合生活補償保険＜傷害補償（標準型）＞」をご確認ください。

5 保険金支払いの対象とならない主な場合

▶ 傷害事故

- 故意、自殺行為、犯罪行為による事故
- 酒気を帯びた状態での運転、無資格運転による事故
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等を訴えている場合であっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波による事故
- 山岳登山等危険なスポーツをしている間の事故
- …など

▶ 賠償事故

- 故意による事故、暴行等に起因する損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 職務遂行に直接起因する損害
- 同居の親族に対する損害
- 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に発生した損害
- …など

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、P55の愛知県職員生活協同組合ホームページリンク先にある「お支払いする保険金および費用保険金のご説明 団体総合生活補償保険＜傷害補償（標準型）＞」をご確認ください。

自転車のリスクは日常生活賠償特約で補償できますよ!!

ご存知ですか?

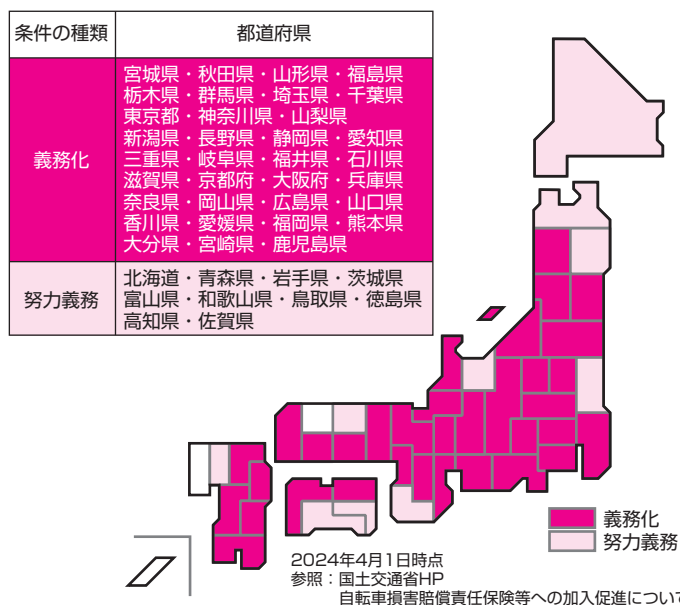
全国の多数の自治体では自転車保険の加入義務化の条例が施行されています!

1

改正道路交通法施行に伴い、2015年6月1日から、危険行為を繰り返す運転者に対し自転車の運転による交通の危険を防止するため、安全講習の受講を義務付ける自転車運転者講習制度が導入されています!

全国の自治体で義務化の流れが加速

自転車保険加入を条例で義務づけている主な自治体



2

自転車の事故でも、高額賠償事故が発生しています!

自転車で他人にケガをさせた!

男子小学生が夜間、自転車で走行中に歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決認容額 **約9,500万円** (2013年7月 神戸地裁)

近年、自転車による事故で高額な賠償命令が出るケースが増えてます!
加害者になってしまったら...未成年といえども、その責任を免れることはできません。



▼自転車事故の高額賠償判決認容額例

事故の概要	判決認容額
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	9,266万円 (東京地方裁判所2008年6月5日判決)
男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに交差点に進入。横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	6,779万円 (東京地方裁判所2003年9月30日判決)
男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入。青信号で横断歩道を横断中の女性(55才)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	5,438万円 (東京地方裁判所2007年4月11日判決)

※判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額である(上記金額は概算額) ※出典：一般社団法人日本損害保険協会(HP)

団体傷害保険にご加入いただくことで自転車保険の加入義務を果たすことになります

団体傷害保険にご加入の方が、ご利用いただけるサービスです
(団体総合生活補償保険)

平成29年10月1日
以降保険始期用
(令和6年9月1日改訂版)

あいおいニッセイ同和損保

生活安心サポートサービスのご案内

生活安心サポート

良い サービス コール

0120-4132-56

おかけ間違いにご注意ください。

*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、①**保険契約者名(愛知県職員生活協同組合)**または被保険者(補償の対象となる方)のお名前、②**ご加入の保険商品名(団体総合生活補償保険)**の他、③**サービスご利用番号※**をお申し出ください。

※サービスご利用番号については、愛知県職員生活協同組合・総務課保険担当までお問い合わせください。

【サービスご利用番号、問合わせ先】

電話：052-954-6851 県庁内線：4833・4834



ご利用いただける方

被保険者(補償の対象となる方)となります。

健康・医療
ご相談

ご利用日・ご利用時間 24時間 365日 ※薬に関するご相談 平日9～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

●健康・医療のご相談

ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス

ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

●病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供

近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

●夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供

夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。



ホームヘルパー
サポート

ご利用日・ご利用時間 平日9～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

●ホームヘルパー業者のご紹介

家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します

シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

(注1)ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。

(注2)一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。



暮らしのトラブル
(法律)・税務
ご相談

ご利用日・ご利用時間 平日13～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

●法律のご相談

日常生活における法的な疑問に弁護士が電話でアドバイス

相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注1)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

●税務のご相談

日常生活における税務のご相談に税理士が電話でアドバイス

医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。



サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、次ページ記載の「生活安心サポートご利用規約」でご確認ください。

ご注意

- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社でご提供します。

生活安心サポートご利用規約

第1条【規約の目的等】

- (1)この規約は、第2条【サービス提供対象契約】に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「生活安心サポート」(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条【利用対象者】に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条【サービス提供対象契約】

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できないご契約(準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等)は提供対象契約となりません。

第3条【利用対象者】

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。

第4条【利用番号の管理】

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条【サービスの内容】

この規約により提供するサービスの内容は次の①から③のとおりとします。

①健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいません。

②ホームヘルパーサポート

提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

③暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

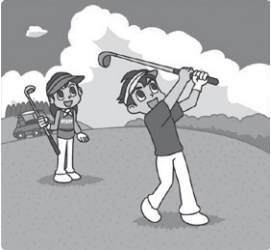
立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

II. 団体ゴルファー保険
 (ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

ゴルファープラン

ゴルファー賠償責任保険特約、
ホールインワン・アルバトロス費用
補償特約



ゴルフプレー中の賠償事故はもちろん、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損・曲損による損害、ホールインワンまたはアルバトロス達成により生じる費用に対して備えられます。

ゴルファープランにご加入できる方

ゴルファープランの加入対象者は、組合員本人とその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族です。

事故が起こった場合

事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。

補償額と月払保険料

団体割引20%、損害率による割引0%適用

ご契約の型	保険金額・支払限度額(ご契約金額)			月払保険料
	賠償責任(支払限度額)(免責金額0円)	ゴルフ用品の損害	ホールインワン・アルバトロス費用	
I型	3,000万円	22万円	15万円	270円
J型	1億円	32万円	20万円	370円
K型	2億円	38万円	40万円	580円

ホールインワン・アルバトロス費用保険金請求についてのご注意についてはP55の愛知県職員生活協同組合ホームページリンク先をご覧ください。

■ 補償項目

○：お支払対象です

ゴルファー賠償責任 保険特約	用品の損害	ホールインワン・アルバトロス費用
	(ゴルフ用品補償特約)	(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用))
○	○	○

■ ゴルフのプレー中に発生する次のような事故や費用を補償します

※ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とバー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(*)したものに限ります。

①同伴競技者

②同伴競技者以外の第三者(具体的には下記の方をいいます)

(ご注意)キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。

・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(*)がある場合

・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

<同伴競技者以外の第三者>

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など

次のような場合に、保険金をお支払いします!!

補 償 の 概 要

法律上の賠償責任^(*)

(ゴルファー賠償責任保険特約)

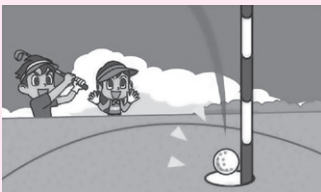


ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

(示談交渉サービス付き)

ホールインワン・アルバトロス費用

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
(団体総合生活補償保険用))



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。(実費)

※「ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意」をご参照ください。

用品の損害 (ゴルフ用品補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難(注)
- ②ゴルフクラブの破損または曲損

(注)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

(*)示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合についてはP55の愛知県職員生活協同組合ホームページリンク先にある「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

【補償の重複について】

被保険者またはそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)または支払限度額(※3)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)または支払限度額(※3)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。

(※1)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(※2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

(※3)支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。

用語のご説明

- ・この保険におけるゴルフとは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
- ・この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料(注)のものをいいます。
(注)有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
- ・この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ・この保険におけるゴルフの練習中、競技中または指導中とは、ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

【ゴルファー賠償責任保険特約】

次のいずれかによって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^{*1}
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任

○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任^{*2}

○被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任 など

【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)】

次のいずれかによって発生した損害

- 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など

【ゴルフ用品補償特約】

次のいずれかによって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等

次のいずれかの損害

- 時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害
- ゴルフボールのみの盗難による損害
- ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害 など
- ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

Ⅲ. その他

1 保険期間(ご契約期間) 令和7年7月1日午後4時から令和8年7月1日午後4時まで

中途加入の場合は、効力発生月の1日午後4時から令和8年7月1日午後4時までです。また、今回の一斉募集によりご加入の方の効力発生日は令和7年7月1日午後4時となります。なお、以後のお申し出のない限り同一の加入プランで継続します。

2 保険料の払込

毎月の給与から控除します。(初回の保険料は9月の給与から)

なお、退職者組合員および学校事務組合員、電算内職場班の一般職非常勤職員の方は、ご指定の生協登録口座から控除されます。(第1回の保険料は9月から控除されます。)

〈ご注意〉

・この保険は、愛知県職員生活協同組合を保険契約者とし、組合員を加入者とする「傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険」「ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険」の団体契約です。「団体傷害保険(ご家族プラン・ご夫婦プラン・記名式個人プラン)」は「傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険」でお引受けしております。「ゴルファープラン」は「ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険」でお引受けしております。

・加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がなく、または、組合員(加入者)の資格を喪失しない限り保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます。

(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容が変更となり、改めて手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、継続を中止させていただくことがあります。

・この保険契約は幹事会社あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、非幹事会社損害保険ジャパン株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。また、共同保険契約の引受割合は、幹事会社あいおいニッセイ同和損害保険株式会社85%、非幹事会社損害保険ジャパン株式会社15%となっております。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、および保険証券は保険契約者(愛知県職員生活協同組合)に交付されます。※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※加入申込票記載事項(職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、保険契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

各プランの保険金額について

●団体傷害保険(ご家族プラン・ご夫婦プラン・記名式個人プラン)のA型~HB型・団体ゴルファー保険のI型~K型の保険金額および保険料は、被保険者(本人)が1,000名以上5,000名未満(団体割引20%適用)、損害率による割引0%適用にて算出しております。

●団体傷害保険(ご家族プラン・ご夫婦プラン・記名式個人プラン)の保険料(または保険金額)は被保険者(補償の対象となる方本人)の職種級別によって異なります。ご家族プラン・ご夫婦プランに記載の保険料は「職種級別A」の保険金額で、下記「職種級別B」の方の保険金額につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

職種級別A...一般事務員、教員など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別B...農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者(助手を含む)、建設作業員
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

団体傷害保険の重要事項のご説明は、P55にある愛知県職員生活協同組合ホームページリンク先に記載しておりますので、必ずご覧ください。

1 特 色

再取得価額保障でマイホームも安心。

- ◆ **損害額は「再取得価額」で算定します。**
火災等によって住宅や家財に生じた損害の額は、損害が生じた住宅や家財と同程度のものを再築、再取得または修理するために必要な価額を基準として算定します。
- ◆ **共済金額を限度として「損害の全額を保障」します。**
火災等によって住宅が全焼(または70%以上の焼破損)の場合はご契約の共済金額の全額を支払い、一部焼の場合はご契約の共済金額を限度として、実際に損害が生じた額を共済金として支払います。
- ◆ **年間500円または800円の掛金で最高100万円を保障します。**
掛金は、住宅または家財を収容する住宅の使用目的(専用住宅や店舗併用住宅)に関係なく、住宅の構造別にA構造(500円)とB構造(800円)の2種類です。

2 保障内容

保障の範囲



共済の対象である住宅または家財が次の①から⑦までの共済事故によって損害を受けた場合は、損害共済金を被共済者(共済の目的の所有者)に支払います。ただし、共済の対象である住宅または家財について、他の火災共済(保険)等の契約がある場合には、共済金を減額して支払うことがあります。また、被共済者が第三者から同一の共済事故について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で共済金を減額して支払います。

- ①火災
 - ②爆発または破裂
 - ③落雷
 - ④消防または避難に必要な処分
 - ⑤住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊(風水害等による場合を除く)
 - ⑥共済契約者(または共済契約者と生計を共にする親族)以外の者が占有する戸室で生じた急激かつ偶発的な外来の事故に伴う漏水、溢水による水漏れ(風水害等による場合および給排水設備自体に生じた損害を除く)
 - ⑦盗難に伴うき損または汚損(盗み取られたものに対する損害を除く)
- ※70%以上の焼破損の場合には、契約共済金額全額を支払います。
- 共済事故によって残存物の取片づけや臨時に費用が生じた場合はこれらの費用を支払います。残存物取片づけ費用については損害共済金の6%相当額(最高100万円)、臨時費用については損害共済金の10%相当額(最高100万円)を限度とします。ただし、損害共済金、残存物取片づけ費用、臨時費用の合計額は契約共済金額を限度とします。また、共済の対象が家財である場合において、家財1個または1組の再取得価額の最高限度は100万円とします。

地震、風水害等の自然災害(落雷を除く)による損害につきましては、保障の対象になりません。

3 共済の対象となる住宅と家財

住宅 (人が常時居住している住宅)

共済の対象とすることができる住宅は、共済契約の申込みをしようとする方、またはその方と生計を共にする同居の親族が所有する専用住宅または併用住宅※とします。ただし、壁、柱、はりおよび屋根等が同一の共同住宅を共済の対象とする場合の共済契約は1契約に限ります。(区分所有の場合を除きます。)

※併用住宅…1棟の住宅で居住のために使用する床面積が延床面積の20%以上を占める住宅

家財 (人が常時居住している住宅内収容の家財)

共済の対象とすることができる家財は、共済契約の申込みをしようとする方、またはその方と生計を共にする同居の親族が居住する住宅内に収容し、かつ、所有する家財とします。

所有区分 共済の対象区分	持 家	貸 家 (貸している家)	借 家 (借りている家)
住 宅	○	○	×
家 財	○	×	○

○…共済の対象とすることができます。×…共済の対象とすることができません。

※住宅、家財は個人所有に限ります。

4 共済の対象とならないもの

次の①から⑨までに掲げる物は共済の対象には含まれていません。

- ①独立した空家、物置、納屋、車庫等
- ②門、塀、物干し等
- ③住宅の基礎工事部分
- ④通貨、有価証券、印紙、切手等
- ⑤貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品等
- ⑥稿本、設計図、証書、帳簿等
- ⑦家畜、家さん等
- ⑧農林水産物
- ⑨自動車類

5 構造区分

A構造 鉄筋コンクリート造マンションなど

住宅の主要構造部のうち、柱、はりおよび床が鉄筋コンクリート造、または鉄骨コンクリート造のもので組み立てられ、かつ、屋根、小屋根および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの等、建築基準法で定められた「耐火構造」で造られた住宅。

B構造 木造住宅・簡易耐火鉄骨造住宅など

A構造に該当しない住宅。(ただし、1棟の住宅がA構造とB構造の2つの構造からなるときは、その住宅全体についてB構造とします。)

6 加入資格

愛知県職員生活協同組合の組合員であり、かつ、愛知県内に住んでいるか職場のある方とします。



7 掛 金



8 延床面積と加入限度額

最高4,000万円を限度として、次表の範囲内で100万円を単位として加入できます。

共済の対象の住宅 および共済の対象の 家財を収容する 住宅の延床面積	住 宅	家 財
	持家、貸家の場合 共済金限度額	持家、借家の場合 共済金限度額
19坪以下 (62.7㎡)	1,000万円 まで	600万円 まで
19坪超 24坪以下 (62.7㎡) (79.2㎡)	1,200万円 まで	800万円 まで
24坪超 29坪以下 (79.2㎡) (95.7㎡)	1,600万円 まで	900万円 まで
29坪超 34坪以下 (95.7㎡) (112.2㎡)	2,000万円 まで	1,000万円 まで
34坪超 39坪以下 (112.2㎡) (128.7㎡)	2,200万円 まで	1,000万円 まで
39坪超 44坪以下 (128.7㎡) (145.2㎡)	2,600万円 まで	1,000万円 まで
44坪超 49坪以下 (145.2㎡) (161.7㎡)	2,900万円 まで	1,000万円 まで
49坪超 (161.7㎡)	3,000万円 まで	1,000万円 まで

※3.3㎡を1坪で換算し、坪数に端数がある場合はすべて切り上げてください。
また、「超」は該当数字を含みません。

住宅の延床面積により、共済金限度額と年額掛金がわかります。

例えば

32坪、木造（B構造）、持家の場合
「29坪超34坪以下」
の欄に該当します。

	共済金限度額	年額掛金
住 宅	2,000万円	16,000円
家 財	1,000万円	8,000円
合 計	3,000万円	24,000円

※共済金額は、共済金限度額以下であれば100万円単位でご契約いただけます。

※木造で5世帯以上が居住できる共同住宅内収容の家財についての共済金限度額は300万円とします。

加入共済金額	年額掛金		加入共済金額	年額掛金	
	A構造	B構造		A構造	B構造
500万円の場合	2,500円	4,000円	3,000万円の場合	15,000円	24,000円
1,000万円の場合	5,000円	8,000円	3,200万円の場合	16,000円	25,600円
1,600万円の場合	8,000円	12,800円	3,600万円の場合	18,000円	28,800円
2,000万円の場合	10,000円	16,000円	3,900万円の場合	19,500円	31,200円
2,500万円の場合	12,500円	20,000円	4,000万円の場合	20,000円	32,000円

9 掛金の払込み

令和7年6月の給与から控除します。（年1回のみ）

なお、退職者組合員および学校事務組合員、電算内職場班の一般職非常勤職員の方は、令和7年6月よりご指定の生協登録口座から控除されます。（年1回のみ）

10 出資金

新規加入の方は、掛金払込みの際、愛知県共済生活協同組合の出資金として100円をお預かりします。ただし、すでに組合のホーム火災共済に契約し出資金を払い込んでいる方が、新たに同契約以外のホーム火災共済契約の申込みをしようとする場合は、これにともなう出資金100円の増額の引き受けは任意となりますので、出資金の増額を引き受けないときは、加入申込書中の出資金②の「100円」を二重線で消してください。

11 共済期間

令和7年7月1日(正午)から令和8年7月1日(正午)までとします。

12 契約の更新と契約内容の変更

共済契約は、共済契約者から契約満了日の30日前までに契約内容の変更、または解約の申し出がない限り、契約満了日にそれ以前と同じ契約内容で自動的に更新します。
ただし、組合が更新を不適当と認めた場合は除きます。
※共済期間中の契約内容の変更はできません。

13 加入証書の発行

加入証書は、7月下旬頃、愛知県共済生活協同組合より、共済契約者住所宛に郵送します。

14 共済金を支払わない場合

共済の対象である住宅または家財が火災等によって損害を受けた場合であっても、その損害が次の①から⑭までのいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。

- ①共済契約者または被共済者ならびに共済契約者と生計を共にする親族の故意または重大な過失によって損害が生じた場合
- ②共済契約者または共済契約者と生計を共にする親族が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって損害が生じた場合
- ③共済事故の際に、共済の対象となる物が紛失し、または盗難にかかったことによって損害が生じた場合
- ④原因が直接であると間接であるとを問わず、風災、ひょう災、雪災、水災、砂じん、粉じん、煤煙、その他天災によって損害が生じた場合
- ⑤原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、変乱、その他非常のできごと（外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動）によって損害が生じた場合
- ⑥原因が直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火または津波によって損害が生じた場合
- ⑦原因が直接であると間接であるとを問わず、原子核反応または原子の崩壊ならびにその他の放射線照射または放射線汚染によって損害が生じた場合
- ⑧④から⑦までの場合において、これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼または拡大して損害が生じた場合および発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して損害が生じた場合
- ⑨共済契約者または被共済者が共済金請求書類または損害にかかる証拠を偽造、もしくは変造した場合
- ⑩共済の目的に存在する欠陥によって損害が生じた場合
- ⑪摩耗、消耗、劣化、変質、腐蝕、サビ、カビまたは虫食い、ネズミ食い、その他これらに類似の事由によって損害が生じた場合
- ⑫土地の沈下または隆起、その他これらに類似の事由によって損害が生じた場合
- ⑬擦損、はがれ、ひび割れ、その他これらに類似の表面のみに生じた損傷または汚損であって、共済の目的の機能に支障をきたさない場合
- ⑭コンピュータープログラム、データなどコンピューターソフトウェアに損害が生じた場合

15 共済契約の解約

共済契約者は、いつでも将来に向かって、書面での通知により、共済契約を解約することができます。また、解約したときは、共済契約の解約の日から起算した未経過共済期間に対して、日割りをもって計算した共済掛金額を払い戻します。ただし、事業年度（毎年4月1日から3月31日まで）の途中で解約する場合は、当該事業年度の決算で生じた剰余に対する割戻金はありません。

16 割戻金

毎年4月1日から3月31日までの事業年度で決算を行い剰余が生じた場合は、3月31日現在の共済契約者に、その年度中の払込掛金額に応じて割り戻します。なお、割戻金が払込掛金額の5%を超えた場合は、割戻金のうち払込掛金額の5%相当額を出資金に振り替えます。

【ホーム火災共済引受団体】愛知県共済生活協同組合

〒460-0025 名古屋市中区古渡町11番33号 TEL 0120-08-5555（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝を除く）

【お問い合わせ先】愛知県職員生活協同組合（愛知県共済生活協同組合代理店）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目3番2号 TEL 052-954-6851

ホーム火災共済の重要事項説明書は、P56からP59に記載しておりますので、必ずご覧ください。

あなたのまわりの保障をより明確にお届けします！

1 申込書類

- 今回案内する保険・共済制度の申込用紙は、次のア～オの5種類です。
- ア グループ生命保険 加入・変更申込書兼告知書
 - イ 医療保険（終身保障型ベスト） 希望書（追って契約申込書を提出）
 - ウ ドリーム年金〔拠出型企業年金保険（Ⅱ）〕セットプラン加入申込書（掛金の増減）
 - エ 団体傷害保険（団体総合生活補償保険）・団体ゴルファー保険加入・変更申込票
 - オ ホーム火災共済加入申込・共済契約変更申請書

2 加入等手続き

区 分	新規加入・内容変更をする場合	前年度と同一内容で継続する場合	脱退・解約する場合
グループ生命保険 医療保険 拠出型企業年金保険(Ⅱ)	それぞれの申込用紙に必要事項を記入し、押印またはご署名のうえ愛知県職員生活協同組合へ提出してください。（※）	手続きをしていただく必要はありません。（前年度と同一内容で自動更新いたします。） 但しグループ生命保険は年齢によって保険金を減額する必要がある方は（P7参照）申込書をご提出ください。申込締切日までにご提出がない場合は自動的に年齢別の保障金額上限額に減額手続きをいたします。継続年齢超過となる方は自動的に脱退となります。	別途解約届を愛知県職員生活協同組合へ提出してください。 ※グループ生命保険は上記解約届をご提出いただくか、申込書の「 5 申込区分」の「脱退」に○を記入してご提出ください。医療保険「5年更新型」・「終身保障型」・「終身保障型セルフガード」・「終身保障型ベスト」については、「解約請求書」、拠出型企業年金保険(Ⅱ)については「給付金請求書」を提出してください。なお、医療保険「終身保障型」を解約される場合、「解約請求書」ご記入日から2週間以内の被保険者住民票も添付してください。 ※各書類は生協ホームページより印刷のうえ、ご提出ください。
団体傷害保険 (団体総合生活補償保険) 団体ゴルファー保険		手続きをしていただく必要はありません。（前年度と同一型で自動更新いたします。） ただし記名式個人プランにご加入されている方で被保険者本人の職業等が変更となる場合は、変更後の職種名および職種級別をご記入いただき、加入・変更申込票をご提出願います。	
ホーム火災共済		お手続きをしていただく必要はありません。（前年度と同一内容で自動更新いたします。）	愛知県共済生活協同組合へ直接ご連絡ください。

（※）拠出型企業年金保険(Ⅱ)の自由選択(B)コース(積立終身保険)につきましては、平成28年7月1日をもって、新規加入および増口の受付を終了しておりますが、現在加入継続中の方は払込満了まで引き続き継続加入できます。

3 受取人

区 分	受 取 人
グループ生命保険 (本人の受取人)	ア 死亡保険金、災害保険金…労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位と同順位の遺族(配偶者、子、父母…の順)と同順位 イ 高度障害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金、入院給付金…被保険者本人
医 療 保 険	ア 平成14年6月30日以前に新規(増額)契約分の各給付金・高度障害保険金(5年更新型のみ)および家族の死亡保険金(5年更新型のみ)…契約者 イ 平成14年7月1日契約から新規(増額)契約分について、アの家族の死亡保険金(5年更新型のみ)を除く受取人は被保険者本人 ウ 組合員が死亡した場合…労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位と同順位の遺族(配偶者、子、父母…の順)特に受取人を指定する場合は別に定める「受取人指定書」を申込締切日までにご提出してください。
拠出型企業年金保険(Ⅱ)	ア 遺族一時金…労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位と同順位による遺族(配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹) イ 脱退一時金、年金…加入者(被保険者本人)
団 体 傷 害 保 険 (団体総合生活補償保険) 団体ゴルファー保険	ア 傷害死亡保険金…被保険者の法定相続人 特に受取人を指定する場合は個別に取扱代理店にお問合わせください。 イ その他の保険金…被保険者
ホ ー ム 火 災 共 済	共済金…被共済者(共済の目的の所有者。ただし、被共済者本人が死亡の場合は法定相続人)

4 税法上のお取扱い

令和7年1月現在

グループ生命保険

- ア 保険料…本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。(対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。)ただし、災害保障特約、災害割増特約部分の保険料については生命保険料控除の対象とはなりません。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
- イ 死亡保険金・災害保険金
- 本人の死亡によって相続人が受け取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)
 - 配偶者・こどもの死亡によって本人(主たる被保険者)が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。(所得税法第34条、所得税基本通達34-1)
- ウ 高度障害保険金・災害高度障害保険金・給付金 非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)
- (注) 税務のお取り扱いについては、令和5年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

医療保険

- ア 保険料…生命保険料控除の対象です。(所得税法第76条・地方税法第34条・第314条の2)
- イ 各給付金など…非課税です。(所得税法第9条)

団体傷害保険・団体ゴルファー保険

- ア 傷害死亡保険金
- 組合員が事故によるケガのため死亡し、その相続人が受取った場合…相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円まで非課税です。
- 組合員以外が死亡し、組合員が受取った場合…一時所得です。
- イ 傷害入院・傷害通院・傷害手術保険金…非課税です。

ホーム火災共済

- ア 共済金…非課税です。(所得税法第9条)(ただし、組合員本人が死亡の場合は課税の対象となる場合もあります。)

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

- ア 保険料
- 税制適格(A)コース(年金保険)
ご加入者が負担された保険料(*)は、個人年金保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
 - 自由選択(B)コース(積立終身保険)
ご加入者が負担された保険料(*)は、一般生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
- ※**生命保険料控除税制改正について**
平成24年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。
ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては、平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。
- ※**個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。**
- 年金の給付を目的とする契約であること。
 - 年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
 - 年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
 - 年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
 - 年金受取人は、被保険者本人であること。
 - 加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は10年以上であること。
 - 年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。
- イ 年金…雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。(平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。)よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)
- ※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
- ※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)
より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ウ 脱退一時金…一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料(*)累計額－特別控除(最高50万円)
一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)
- エ 遺族一時金…相続税の対象となります。受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)
- (*)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

(注) 税務のお取り扱いについては、令和6年9月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

重要事項説明書〈契約概要／注意喚起情報〉

【意向確認のお願い】ご加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

〈契約概要〉

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

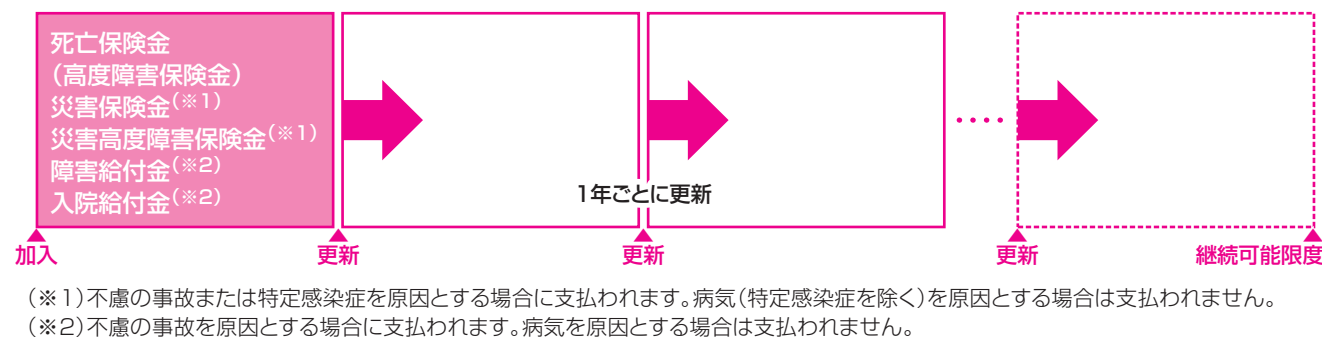
保険の名称

団体定期保険

特 約：団体定期保険災害保障特約、団体定期保険災害割増特約、団体定期保険こども特約、
団体定期保険こども災害保障特約、団体定期保険こども災害割増特約、団体定期保険年金払特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態・入院の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新によりP8の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。



制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。
（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日まで保障します。
- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

■本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退会した場合など

■配偶者・こども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、
本人との扶養関係がなくなった場合（こども）（※）など

（※）更新日時時点で被保険者としての資格があるこどもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

- 70歳満了（P8の「継続可能限度」をご覧ください）により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます（脱退時の年齢によっては、加入できない場合があります）。ただし、加入できる保険は、第一生命所定の保険となります。

保障金額・保険料表、保険料について、新規加入（増額）できる方【加入資格】、責任開始日・保険期間、保障内容【支払事由】等についてはパンフレットP5～P11をご確認ください。

別表1 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

Ⅰ.常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

Ⅱ.眼の障害（視力障害）

- （1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

Ⅲ.言語またはそしゃくの障害

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

Ⅳ.上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

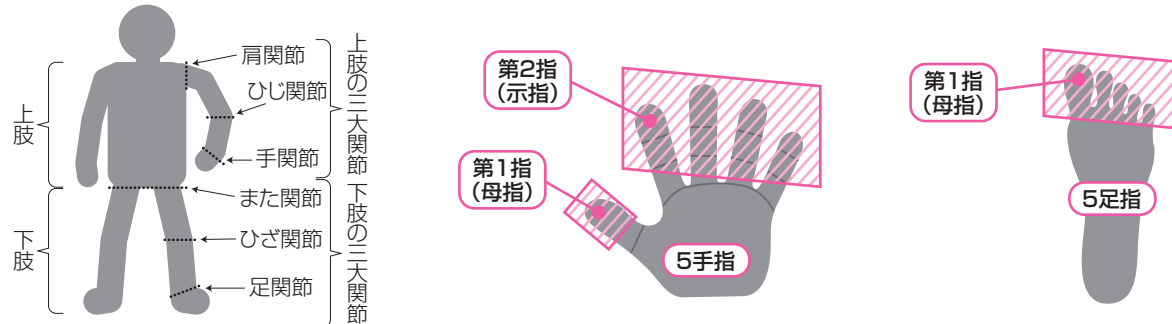
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	ラッサ熱	A96.2
腸チフス	A01.0	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
パラチフスA	A01.1	マールブルグウイルス病	A98.3
細菌性赤痢	A03	エボラウイルス病	A98.4
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	痘瘡	B03
ベスト	A20	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
ジフテリア	A36	（病原体がコロナウイルス属SARSコロナ	
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80	ウイルスであるものに限ります。）	

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「特定感染症」に含みます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「特定感染症」に含みません。

- （1）一類感染症、二類感染症または三類感染症
- （2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- （3）指定感染症

身体区分図

手指または足指を失ったとは、斜線部分のすべてを失った場合をいいます。



別表3 給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。給付割合は障害等級1級の場合の障害給付金額に対する割合です。）

障害等級	身 体 障 害	割合
1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

..... ここまでが契約概要となります

《注意喚起情報》

加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。
必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。
(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1 告知に関する重要事項 健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

■現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。
加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

■指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

■事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金等が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

■傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

■P51の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

2 責任開始について

■申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3 クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

■この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4 脱退による返戻金や満期による保険金について

■この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5 保険金・給付金をお支払いできない場合

(注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。

■「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合

■約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

- ・加入日から起算して1年以内に自殺したとき(※1)
- ・保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(主契約のみ)
- ・死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- ・その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- ・戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(※2)

(※1)精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。
(※2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

災害保険金・災害高度障害保険金・障害給付金・入院給付金

- ・保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(※3)
- (※3)地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金・給付金を全額または削減して支払います。

■保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由に該当した場合

■保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合

■支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合

■加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金・給付金の不法取得目的、他人に保険金・給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合

■その他、お支払いできない場合

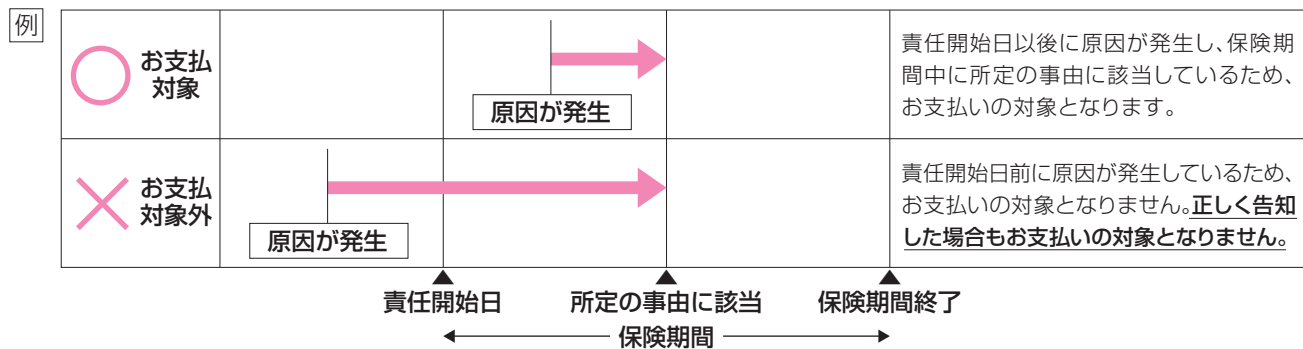
高度障害保険金

・責任開始日より前に発病していた病気(※4)、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき(下記の「例」参照)

(※4)「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
・医師の診療を受けたことがある。
・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)を受けたことがある。
・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人(主たる被保険者)が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

災害保険金・災害高度障害保険金・障害給付金・入院給付金

・責任開始日より前に発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき(下記の「例」参照)



6 保険会社が経営破綻した場合

■引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入保険金額等が削減されることがあります。

詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7 ご相談窓口等

■お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙の申込書提出先へご連絡ください。

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

..... ここまでが注意喚起情報となります

第一生命お問い合わせ先

保険金等請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金等のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

 0120-709-471

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金等をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と団体番号(0793440)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

 01 20-005-328

MEMO

重要事項説明書〈注意喚起情報〉

この「注意喚起情報」は、加入(増口)のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1 加入(増口)のお申し込みの撤回等に関する事項 (クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入(増口)のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
加入(増口)に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2 加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人(※¹)または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※¹)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります。(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。)
- ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ご契約者(団体)、ご加入者、受取人または継続受取人(※¹)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※²)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
(※¹)継続受取人とは、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までに規定されるご遺族を指します。
(※²)重大な事由とは、以下のとおりです。
 - ①ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき(未遂を含みます)。
 - ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)。
 - ③その他、ご契約者(団体)、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4 保険料のお支払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。
(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5 積立金(年金原資、脱退一時金額)について

この保険ではお払い込みいただいた保険料(※)がそのまま積み立てられるのではなく、保険料(※)から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、**加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料(※)払込累計額を下回ることがあります。金額については、27ページ「6.給付額試算表」をご確認ください。**
(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することがあります。この場合には、変更日の 2 か月前までにその旨ご契約者(団体)に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
[生命保険契約者保護機構] TEL: 03-3286-2820
受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

各種制度の重要事項のご説明・ お支払いする保険金および 費用保険金のご説明

団体傷害保険・団体ゴルフ保険

**重要事項のご説明およびお支払いする
保険金および費用保険金のご説明は
以下のコードを読み取り、ご確認ください。**



QRコードからご確認ください。生協事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

愛知県職員生活協同組合
業務課保険担当

電話：052-954-6851

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



必ずご確認くださいね！

重要事項説明書 〈契約概要／注意喚起情報〉

契約のご検討およびお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を以下に記載していますので、必ずご確認ください。

〈契約概要〉

■申し込み資格

愛知県職員生活協同組合の組合員であり、かつ、愛知県内に住んでいるか職場のある方とします。

■共済の対象となる住宅、家財

- 住宅（人が常時居住している住宅）
共済の対象とすることができる住宅は、共済契約の申込みをしようとする方、またはその方と生計を共にする同居の親族が所有する専用住宅または併用住宅とします。ただし、壁、柱、はりおよび屋根等が同一の共同住宅を共済の対象とする場合の共済契約は1契約に限ります。（区分所有の場合を除きます。）
【併用住宅】…1棟の住宅で居住のために使用する床面積が延床面積の20%以上を占める住宅
- 家財（人が常時居住している住宅内収容の家財）
共済の対象とすることができる家財は、共済契約の申込みをしようとする方、またはその方と生計を共にする同居の親族が居住する住宅内に収容し、かつ、所有する家財とします。

■共済の対象とならないもの

次の①から⑨までに掲げる物は共済の対象には含まれていません。
①独立した空家、物置、納屋、車庫等 ②門、塀、物干し等 ③住宅の基礎工事部分 ④通貨、有価証券、印紙、切手等
⑤貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品等 ⑥稿本、設計図、証書、帳簿等 ⑦家畜、家きん等
⑧農林水産物 ⑨自動車類

■共済掛金および共済金額

- 住宅または家財についての共済契約の掛金は、共済金額100万円に対してA構造で年額500円、B構造で年額800円とします。
【A構造】…住宅の主要構造部のうち、柱、はりおよび床が鉄筋コンクリート造、または鉄骨コンクリート造のもので組み立てられ、かつ、屋根、小屋根および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの等、建築基準法で定められた「耐火構造」で造られた住宅
【B構造】…A構造に該当しない住宅（ただし、1棟の住宅がA構造とB構造の2つの構造からなるときは、その住宅全体についてB構造とします。）
- 住宅または家財についての共済契約の共済金限度額は、「8 延床面積と加入限度額」の住宅と家財の区分より、共済の対象の住宅および共済の対象の家財を収容する住宅の延床面積に応じた金額とします。
- 住宅または家財についての共済金額の契約単位は、100万円とします。

■掛金の払込み

令和7年6月の給与から控除します。（年1回のみ）
なお、退職者組合員および学校事務組合員、電算内職場班の一般職非常勤職員の方は、令和7年6月よりご指定の生協登録口座から控除されます。（年1回のみ）
また、新規加入の方は、掛金払込みの際、愛知県共済生活協同組合の出資金として100円をお預かりします。（出資金は1契約につき100円とします。ただし、すでに愛知県共済生活協同組合のホーム火災共済に契約し出資金を払い込んでいる方が、新たに同契約以外のホーム火災共済契約の申込みをしようとする場合は、これにともなう出資金100円の増額の引き受けは任意となりますので、出資金の増額を引き受けないときは、加入申込書中の出資金②の「100円」を二重線で消してください。）

■保障の開始日と共済期間

令和7年7月1日（正午）から令和8年7月1日（正午）までとします。

■加入証書の発行

加入証書は、7月下旬頃、愛知県共済生活協同組合より、共済契約者住所宛に郵送します。

■共済契約の更新と契約内容の変更

共済契約は、共済契約者から契約満了日の30日前までに契約内容の変更、または解約の申し出がない限り、契約満了日にそれ以前と同じ契約内容で自動的に更新します。
ただし、組合が更新を不適当と認めた場合は除きます。
※共済期間中の契約内容の変更はできません。

■共済金の支払い

共済の対象である住宅または家財が次の①から⑦までの共済事故によって損害を受けた場合は、損害共済金（再取得価額保障。ただし、家財1個または1組の再取得価額の最高限度は100万円とします。）を被共済者（共済の目的の所有者）に支払います。また、共済事故によって残存物の取片づけや臨時に費用が生じた場合はこれらの費用を支払います。残存物取片づけ費用については損害共済金の6%相当額（最高100万円）、臨時費用については損害共済金の10%相当額（最高100万円）を限度とします。ただし、損害共済金、残存物取片づけ費用、臨時費用の合計額は契約共済金額を限度とします。

①火災 ②爆発または破裂 ③落雷 ④消防または避難に必要な処分 ⑤住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊（風水害等による場合を除く） ⑥共済契約者（または共済契約者と生計を共にする親族）以外の者が占有する戸室で生じた急激かつ偶発的な外来の事故に伴う漏水、溢水による水漏れ（風水害等による場合および給排水設備自体に生じた損害を除く） ⑦盗難に伴うき損または汚損（盗み取られたものに対する損害を除く）

※70%以上の焼破損の場合には、契約共済金額全額を支払います。

※共済の対象である住宅または家財について、他の火災共済（保険）等の契約がある場合には、共済金を減額して支払うことがあります。

※被共済者が第三者から同一の共済事故について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で共済金を減額して支払います。

■共済金の請求手続き

- 共済事故が発生した場合は、すみやかに愛知県共済生活協同組合にご連絡ください。

- 愛知県共済生活協同組合は、共済契約者または被共済者に共済金請求書類（愛知県共済生活協同組合所定の様式）を送付します。
- 共済契約者または被共済者は、愛知県共済生活協同組合に共済金請求書類を提出して共済金をご請求ください。
- 愛知県共済生活協同組合は、共済事故についての事実の確認をすることがあります。
- 共済事故発生連絡が遅れ、事実の確認ができない場合、または加入申込書、共済金請求書類等の記載事項に不実のことが告げられていた場合は、共済金の支払いに支障をきたすことがあります。

■共済金を支払わない場合

共済の対象である住宅または家財が火災等によって損害を受けた場合であっても、その損害が次の①から⑭までのいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。

- ①共済契約者または被共済者ならびに共済契約者と生計を共にする親族の故意または重大な過失によって損害が生じた場合
- ②共済契約者または共済契約者と生計を共にする親族が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって損害が生じた場合
- ③共済事故の際に、共済の対象となる物が紛失し、または盗難にかかったことによって損害が生じた場合
- ④原因が直接であると間接であるとを問わず、風災、ひょう災、雪災、水災、砂じん、粉じん、煤煙、その他天災によって損害が生じた場合
- ⑤原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、変乱、その他非常のできごと（外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動）によって損害が生じた場合
- ⑥原因が直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火または津波によって損害が生じた場合
- ⑦原因が直接であると間接であるとを問わず、原子核反応または原子の崩壊ならびにその他の放射線照射または放射線汚染によって損害が生じた場合
- ⑧④から⑦までの場合において、これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼または拡大して損害が生じた場合および発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して損害が生じた場合
- ⑨共済契約者または被共済者が共済金請求書類または損害にかかる証拠を偽造、もしくは変造した場合
- ⑩共済の目的に存在する欠陥によって損害が生じた場合
- ⑪摩耗、消耗、劣化、変質、腐蝕、サビ、カビまたは虫食い、ネズミ食い、その他これらに類似の事由によって損害が生じた場合
- ⑫土地の沈下または隆起、その他これらに類似の事由によって損害が生じた場合
- ⑬擦損、はがれ、ひび割れ、その他これらに類似の表面のみに生じた損傷または汚損であって、共済の目的の機能に支障をきたさない場合
- ⑭コンピュータープログラム、データなどコンピューターソフトウェアに損害が生じた場合

■共済契約の解約

共済契約者は、いつでも将来に向かって、書面での通知により、共済契約を解約することができます。また、解約したときは、共済契約の解約の日から起算した未経過共済期間に対して、日割りをもって計算した共済掛金額を払い戻します。ただし、事業年度（毎年4月1日から3月31日まで）の途中で解約する場合は、当該事業年度の決算で生じた剰余に対する割戻金はありません。詳しくは愛知県共済生活協同組合までお問い合わせください。

■剰余金の割戻し

毎年4月1日から3月31日までの事業年度で決算を行い剰余が生じた場合は、3月31日現在の共済契約者に、その年度中の払込掛金額に応じて割り戻します。なお、割戻金が払込掛金額の5%を超えた場合は、割戻金のうち払込掛金額の5%相当額を出資金に振り替えます。

〈注意喚起情報〉

●「被共済者の範囲」について

被共済者は、共済の目的を所有し、共済契約によりてん補することとされる損害を受ける者としてします。

●「共済の目的の範囲」について

共済契約は、金銭に見積もることができるものでなければ、その目的とすることができません。

●「共済契約者、被共済者の義務」について

1. 告知義務

共済契約者または被共済者（共済の目的の所有者）は契約を締結するとき、危険度測定上重要な次の①および②の事項について、愛知県共済生活協同組合に正しく告げる義務があります。

- ①共済契約者の「氏名」、「住所」
- ②共済目的の住宅（または共済目的の家財を収容する住宅）の「所在地」、「用途」、「所有」、「構造」、「延床面積」

2. 通知義務（契約開始後の義務）

共済期間の途中で、次の①から⑨までの事項が発生したときは、これを通知する義務をいいます。

- ①共済の目的を譲渡する。
- ②共済の目的または目的を収容する住宅を解体する。
- ③住宅の構造、用途を変更する。
- ④共済の目的または目的を収容する住宅を引き続き30日以上無人にする。
- ⑤共済の目的を移転する。ただし、火災等の事故を避けるために、5日間の範囲内で、移転する場合を除きます。
- ⑥共済の目的につき、同じ危険を保障する他の共済（保険）等を契約する。
- ⑦住宅の改築・増築、または15日以上を要する修繕をする。
- ⑧共済の目的につき共済事故以外の原因によって損害が生じる。
- ⑨共済契約者の氏名および住所（または通知先）を変更する。
※①または②の事実が発生した日において共済契約は消滅します。
※③から⑧までの事実が発生し、愛知県共済生活協同組合がその事実について承認をしていない場合は、書面による通知をもって共済契約を解除することがあります。
※⑨の変更通知がない場合において、愛知県共済生活協同組合の発した通知は共済契約者に到達したものとみなします。

3. 事故発生時の義務

- ①事故が発生したときは損害の防止、軽減に努めなければなりません。
- ②故意、重過失によって義務を履行しなかったときは、防止しなかったことにより拡大して生じた損害額を差し引いて共済金を支払います。

4. 損害発生時の義務

損害の発生を遅滞なく通知しなければなりません。（損害見積書、その他必要書類を損害発生日より30日以内にご提出ください。）

●「告知義務違反と通知義務違反」について

1. 告知義務違反

- ①愛知県共済生活協同組合は契約を解除することがあります。
- ②愛知県共済生活協同組合は共済金を支払いません。すでに支払った共済金は返還請求することができます。

2. 通知義務違反

- ①愛知県共済生活協同組合は「事実が発生」してから「通知する」までの間、共済金を支払いません。
- ②愛知県共済生活協同組合は契約を解除することがあります。

●「契約の効力」について

1. 無効（契約の当初から「契約が成立しなかった」効果を生じること）

- ①他人（被共済者と生計を共にする同居の親族を除く）のために契約を締結した場合
- ②事故発生後に共済契約を締結した場合
- ③愛知県共済生活協同組合が定める加入限度額を超過した場合（加入申込書に記入した住宅の面積に誤りがあった場合において、すでに契約している共済金額が、誤りの事実がわかったときの実際の面積に対する共済金の加入限度額を超過しているときは、その超過した部分は無効とします。）
注：面積の変更に伴い掛金に生じた差額は、誤りの事実がわかったときの属する同一共済期間内に限り精算します。ただし、共済契約者または被共済者に故意または重大な過失があったときは掛金の返還をしません。

2. 消滅

- ①共済の目的の全部が共済金を支払われない事故で滅失した場合
- ②共済の目的が解体された場合
- ③共済の目的が譲渡された場合
- ④残存共済金額が共済金額の20%未満になった場合

3. 解約

共済契約者は、いつでも将来に向かって、書面での通知により、共済契約を解約することができます。また、解約したときは、共済契約の解約の日から起算した未経過共済期間に対して、日割りをもって計算した共済掛金額を払い戻します。

4. 解除

- ①告知義務（または通知義務）違反による解除
愛知県共済生活協同組合は契約締結後、告知義務（または通知義務）の違反があったことを知った場合は、愛知県共済生活協同組合の意思表示により、過去にさかのぼって契約を解除することがあります。
- ②重大事由による契約の解除
共済金を支払わせることを目的として、故意に損害を生じさせ、もしくは生じさせようとした場合、または共済金支払請求について詐欺を行い、もしくは行おうとした場合、愛知県共済生活協同組合の目的に反すると認められる正当な理由（共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に該当または関係する場合等を含みます。）があった場合、またはその他共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合は、共済契約を解除します。

●「共済金支払後の共済契約」について

- ①共済金を支払った場合でも、共済金額は減額しません。
- ②支払った損害共済金が共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは共済価額とします。）の80%を超えた場合は、損害発生時に契約は消滅します。

●「共済責任の始期と終期」について

令和7年7月1日正午から令和8年7月1日（正午）までとします。

●「共済金等の支払いができない場合」について

- ①告知義務違反・通知義務違反により契約が解除される場合
- ②契約に定められた免責となる事由に該当した場合
注：地震や風水害等の自然災害（落雷を除く）に対する保障についても、統計的に掛金を算出することができないうえに地域による格差も大きいことから免責となっています。
- ③契約日前に原因となる事故が生じていた場合
- ④重大事由により契約が解除された場合
- ⑤同一の共済の目的に対して、複数の契約がある場合（愛知県共済生活協同組合が支払うこととなる共済金の額と他の契約等によりすでに支払われた共済金（および保険金）の合計額が、契約の目的の再取得価額を超える場合で、その超過した部分に限りです。）
- ⑥共済掛金の払込みがなく、契約が失効した後に支払事由に該当した場合
- ⑦共済契約について詐欺の行為があった場合や、共済金等の不法取得目的があって契約が解除された場合
- ⑧規約に定める支払事由の定義に該当しない場合

●「掛金や支払事由の変更」について

愛知県共済生活協同組合は、契約の支払事由に該当する危険の増加等により契約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、監督官庁の認可を得て、契約の掛金（率）や支払事由を変更することがあります。

※反社会的勢力に該当または関係する方との契約はできません。

ホーム火災共済にご加入のみなさまへ
愛知県共済生活協同組合の「家族登録制度」、「共済契約者代理制度」、
「指定代理請求制度」のご案内

「家族登録制度」、「共済契約者代理制度」、「指定代理請求制度」は、安心して愛知県共済生活協同組合の共済をご利用いただくため、共済契約者または被共済者が事前にご家族等を登録することで、登録された方が共済契約者または被共済者に代わって、各種手続きができるようになる制度です。

■各制度の概要

1. 「家族登録制度」の概要
- ①ご登録されたご家族等が、共済契約者に代わってご契約内容の確認等を行うことができます。
 - ②ご登録されたご家族等が、共済契約者に代わって請求書類等の送付依頼（共済契約者宛）を行うことができます。
 - ③大災害発生時など、愛知県共済生活協同組合から共済契約者に直接連絡がとれない場合でも、ご登録されたご家族等を通じて連絡先を確認し、当組合からの通知物のお届や連絡をします。

ご登録いただけるご家族等の範囲と登録可能人数	・ 共済契約者の配偶者 ・ 共済契約者の3親等内の親族 等 ・ 最大2名まで登録可能 ※未成年者、国内に在住されていない方、反社会的勢力に該当または関係する方は除きます。
------------------------	--

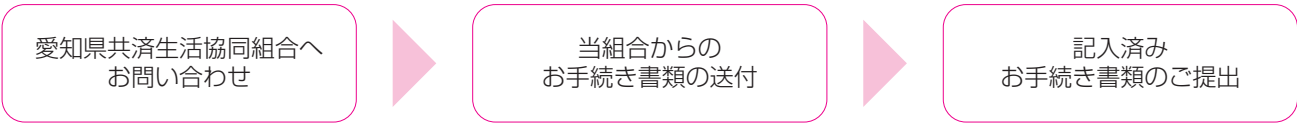
2. 「共済契約者代理制度」の概要
- ケガや病気で意思表示ができない等、やむを得ない事情により、共済契約者自ら手続きを行うことができない場合に、指定されたご家族等が共済契約者に代わって手続きをすることができます。（共済金の請求はできません。）

ご指定いただけるご家族等の範囲と指定可能人数	・ 共済契約者の戸籍上の配偶者 ・ 共済契約者の直系血族 等 ・ 1名指定可能 ※未成年者、国内に在住されていない方、反社会的勢力に該当または関係する方は除きます。
------------------------	---

3. 「指定代理請求制度」の概要
- 共済金の受取人である被共済者が、ケガや病気で意思表示ができない等、やむを得ない事情により、自ら手続きを行うことができない場合に、指定されたご家族等が被共済者に代わって共済金を請求することができます。（死亡共済金の請求はできません。）

ご指定いただけるご家族等の範囲と指定可能人数	・ 被共済者の戸籍上の配偶者 ・ 被共済者の直系血族 等 ・ 1名指定可能 ※未成年者、国内に在住されていない方、反社会的勢力に該当または関係する方は除きます。
------------------------	---

■お手続きの方法



※詳しくは愛知県共済生活協同組合のホームページをご覧ください。当組合（0120-08-5555）までお問い合わせください。

■お客さまに関する情報の取扱い

共済契約に関する個人情報について、引受団体（愛知県共済生活協同組合）が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

愛知県共済生活協同組合が取得した個人情報は、当組合の行う共済事業・保険代理事業・サービスの案内等に利用し、その他の目的に利用することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細については、組合のホームページ（個人情報の保護に関する方針）に掲載しておりますので、ご参照ください。

MEMO

Handwriting practice lines on page 61. The page contains 30 horizontal lines, each starting with a small dot for guidance. The lines are evenly spaced and cover the majority of the page area.

MEMO

Handwriting practice lines on page 62. The page contains 30 horizontal lines, each starting with a small dot for guidance. The lines are evenly spaced and cover the majority of the page area.